

# 会報

第 121 号

国立大学協会

昭和 63 年 8 月

(第38卷第3号 通卷第121号)

# 会報

第121号

8月号

国立大学協会事務局

●エッセー

消極悪と消極善 .....東北大学長 石田名香雄 3

**事業報告**

諸会議議事要録 (昭和63年5月～6月)

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 理事会 (6. 1)              | 11 |
| 会務報告                    |    |
| 協議                      |    |
| 昭和62年度国立大学協会歳入・歳出決算について |    |
| 図書館特別委員会の改組について         |    |
| 委員の交代等について              |    |
| 第82回総会の日程について           |    |
| 第83回総会の日時・場所等について       |    |
| 各委員会委員長報告と協議            |    |
| 入試について                  |    |
| 理事会 (6. 13)             | 21 |
| 「新テスト」について              |    |
| 第82回総会〔第1日〕 (6. 13)     | 22 |
| 会務報告                    |    |
| 協議事項                    |    |
| 昭和62年度国立大学協会歳入・歳出決算について |    |
| 図書館特別委員会の改組について         |    |
| 各委員会委員長報告と協議            |    |
| 各地区学長会議の報告              |    |
| 入試について                  |    |
| 第82回総会〔第2日〕 (6. 14)     | 33 |
| 入試について                  |    |
| 第49回事務連絡会議 (6. 16)      | 36 |
| 総会状況報告                  |    |
| 大学入試センター連絡事項            |    |
| 文部省連絡事項                 |    |
| 第1常置委員会 (6. 14)         | 40 |
| 評価の問題について               |    |
| 今後の検討課題について             |    |
| 専門委員の補充について             |    |

|  |    |
|--|----|
| <b>第2 常置委員会 (5.27)</b>                           | 41 |
| 釧路公立大学の共通第1次学力試験の参加および同大学への共通第1次学力試験の成績資料の提供について |    |
| 私立大学からの共通第1次学力試験に係る成績データの提供依頼について（岐阜女子大学からの申出）   |    |
| 共通第1次学力試験の成績の総得点に関する資料の提供について                    |    |
| 「新テスト」に係る試行テスト実施計画（案）について                        |    |
| 高等学校教員等に対する昭和64年度第2次試験の実施要領等に関する説明会の開催について       |    |
| 公立大学の昭和64年度第2次試験実施日程グループ分けについて                   |    |
| 中国引揚者等子女特別選抜について                                 |    |
| 昭和64年度大学入学者選抜実施要項について                            |    |
| 入試改善特別委員会および入試問題連絡会の審議経過について                     |    |
| <b>第3 常置委員会 (5.13)</b>                           | 44 |
| 昭和63年度就職協定について                                   |    |
| <b>第4 常置委員会 (5.18)</b>                           | 46 |
| 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書（案）について                       |    |
| 人事院勧告の取り扱いに関する要望書の提出について                         |    |
| 「再び技術職員問題について」に対する各大学の回答のまとめと提言について              |    |
| 人事について   |    |
| <b>第5 常置委員会 (5.16)</b>                           | 48 |
| 昭和63年度外国大学長招致について                                |    |
| 留学生問題について  |    |
| <b>教員養成制度特別委員会 (5.27)</b>                        | 52 |
| 総会への報告事項について                                     |    |
| 今後の検討内容について                                      |    |
| 小委員会委員の補充について                                    |    |
| <b>図書館特別委員会 (5.17)</b>                           | 54 |
| 今後の委員会のあり方について                                   |    |
| 欠員委員の補充と委員の増員について                                |    |
| <b>大学院問題特別委員会(5.25)</b>                          | 56 |
| 大学院大学について  |    |
| <b>医学教育に関する特別委員会(6.7)</b>                        | 58 |
| 今後の委員会のあり方について                                   |    |

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 次期委員長の選出について                      |    |
| 入試改善特別委員会 (5.10)                  | 61 |
| 「新テスト」に係る試行テストの実施計画 (案) について      |    |
| 「新テスト」に関する見解のまとめについて              |    |
| 昭和65年度第 2 次試験の実施日程案について           |    |
| 特別会計制度協議会 (5.9)                   | 62 |
| 昭和64年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて         |    |
| 第82回国立大学協会事業報告                    | 64 |
| 諸会合 (各委員会主要審議事項)                  |    |
| 要望書その他の諸活動                        |    |
| 要望書の受理                            |    |
| 刊行物                               |    |
| 諸 会 合 (昭和63年 5 月～6 月末までの開催会議)     | 69 |
| <hr/>                             |    |
| <b>要 望 書</b>                      |    |
| 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書               | 70 |
| <hr/>                             |    |
| <b>資 料</b>                        |    |
| 「新テスト」について                        | 72 |
| 「大学入試改革について(大学入試改革協議会報告)」に関する検討結果 | 72 |
| 図書館特別委員会の改組について                   | 76 |
| <hr/>                             |    |
| <b>そ の 他</b>                      |    |
| 学長等の異動                            | 77 |

## 消極悪と消極善

東北大学長 石田名香雄

\*

### 1) 矛盾と並存

下手なたとえで恐縮であるが、日本にも昔土俗宗教があったし、神道があったし、その後仏教が伝来したが、神仏混淆という姿で落ち着いた。その後へ来た儒教は仏教の持つ神秘性を嫌ったが、これも日本の社会へうまく取り込まれて、我々大正生まれの人間にとってはかなりの生活規範が儒教から与えられている。「巧言令色鮮し仁」も知っていれば、君子は「言に訥にして行に敏ならんことを欲す」といいながら、「小人の儒となることなかれ」とおさえも知っている。

とも角日本では、儒教が入って来ても神様も仏様も拝んでいるし、社会ではキリスト教もバイブルも定着している。ところが朝鮮半島では儒教が王朝の宗教になれば、仏教は奇麗に宮廷から遠ざけられたばかりでなく、社会の主流からも退いた（渡部昇一『アングロサクソンと日本人』）。その後キリスト教が入ってくると、たちまち朝鮮半島の人口の三分の一を占めるようになる。これはどなたが韓国へ行かれても実感することである。渡部さんによれば、この辺のプロセスはヨーロッパ大陸では朝鮮半島と同様のプロセスであったにも拘らず、イギリスは大陸と違って歯切れが悪く、イギリス国教というのはカトリックとプロテスタントの合の子みたいだという。

——入試の方法をめぐるA案とB案との併存が最終的な産物として残った。日本人とイギリス人に共通する島国根性の産物とあきらめることも可能である。しかし、他人からは歯切れが悪いと批判された。この悪口に耐えているうちにやがて落ち着くところに落ち着いて来るであろう。

## 2) 消極悪

日本ウイルス学会が出来て暫くしてから、小生も幹事にいれられた。まことに古武士然とした研究者の幹事が多く、例えば伝研の長野泰一先生と初めて日米医学の会議に出席した時、公式会議で長い四角いテーブルの両側に日本側5人とアメリカ側5人のパネルが向い合って並び、その両脇に日本とアメリカのそれぞれの外務省の通訳官が着席した。小生など相手方と英語でチャラチャラ会話していると英語の私語が禁ぜられた。要するに公式の日米会議では通訳官の翻訳を待って議事を進めよということである。そうしたら長野先生がフランス語で冒頭の挨拶を始められた。日本語でも英語でもないからよいだらうという次第である。そこにはフランス学派、パスツール学派特有の自尊心も秘められていることは無論である。とも角こういった型破りは「積極悪」にならないし、「消極善」と小生はとらえる。

もうお一人お年寄りの幹事に日生研の中村稔治先生がおられた。今から20年前のウイルス学会は右と左の議論が飛び交って、収拾に時間がかかった。これは世界のウイルス会議も同じことであった。というのは生物学的思想に基づいて実験を志した古い研究者にとっては、ウイルスの命名ひとつをとっても Charon(黄熱)とか Erro(脳炎)とか、ギリシア神話の悪魔であったり、将軍であったり比喩的な命名であったが、新しいウイルス学者はミクソウイルスという命名のようにムチンの好きなインフルエンザウイルスならまだ古い研究者と共通理解を見出し得たが、物理学的にこのウイルスは正二十面体だとか、うんと小さい(パルボ)とか車輪(ロタ)だとか主張する研究者が発言すると、お互い育ちも肌合も合わ



ない。その後、妥協から一時的な名前を採用し、それがまたそのまま落ち着いてしまった命名もある。

こういう種類の論争の最中に中村先生がよくおっしゃられたのは、何となく妥協してひとつの結論に導くことは良いが、学問全体とか社会の仕組み全体に対して「消極悪」をはたしていないかどうかはよくよく考えてくれということであった。

自然科学の良いたとえを忘れて恐縮であるが、例えば世間で行われている「いじめ」の問題も、親とか学校が積極的に「いじめ」の子供に育てている訳ではないが、「勉強しなさい」「塾へ行きなさい」と一方である行動を押しつけ、「テレビをみるな」「ファミコンはやめろ」とある種の行動を子供に抑制しているうちに私のいう「消極悪」を我々が知らず知らずの内に犯して子供は「いじめ」に育っていくことになる。

今、気になっていることは、アメリカのホテルとかユニバーシティパークとかヘジャパンダラーが流出し、とも角当座の大義名分は明らかにしながらもこの金融大国から資本の海外流出があまりにも明らさまに起って、世界のひんしゅくを買っていることである。識者が指摘するところでは、日本の政策不安定がこの最



大の要因であるという。例えば日本のインフラストラクチャーとして一番大事なのは研究投資であるというのが小生のここ数年来の主張で、ここに気付かないと折角ペーパーマネーをため込んだ金融大国も経済大国に成長し得ず、まして文化大国にまで発展し得ない。

「消極悪」という言葉を紹介しながら国大協が今後何を考えるべきかを指摘したいというのが私の本心であるが、なお現役の学長であり、国大協の第1常置委員会の委員長でもあるので、この時点での積極的な発言は差し控えさせていただきたい。しかし、文部省の予算の枠組では到底支援できないほどに、特に自然科学系の基礎研究の進歩が著しい。

### 3) 組織体の見識

大学連合（コンソーティウム，Consortium）の組み方は今後国大協にとって大きな課題のひとつとなる。殊にここ暫らく、個々の大学が「己れの個性」を主張し始めると、隣りの大学と色々の場面で力を合せることが必要になる。カリフォルニア大学パークレー校とスタンフォード大学とは図書をまさに共有しており、自大学の図書と全く同様に借り出しが可能である。隣り合う2大学がその蔵書数の多寡を競い合う必要はもうあるまい。日本では教員の交流（講師派遣）も二大学の二個人間で行われていることが多いが、アメリカではテニユアーを持たない教員の大学連合による共同雇用もあれば、週のある曜日に二つの参加校の教員が大きく入れ替る事すらあるという。特殊プログラム（例えば人工受精）で二校が大学連合を組めば大きな成果があがる可能性もある。

大学入試ボード（SAT）のみが連合の努力ではないし、悪口になって恐縮ではあるが、入試をひとつの資金源と見なしている大学にとって、非生理的ともいえるプロポーザルは反感を持たれるのが関の山である。

しかし、東北6県の七大学長会議などでいろいろと夢を語り合っているように、地域別に学長が「軽い結合体としてのコンソーティアム」を企図することは今一番大切だと思う。次に、例えその企画が内容的に不十分であっても、一部は実現に向って努力してみることが大切である。東北大学のたとえで恐縮であるが、「各部局と各講座、部門間のバリアを断ち切って、ある特定のテーマ（例えば結晶成長）について1年に1～2回話し合いの場を持って下さい」、「決してミニシンポジウムにはしないで下さい、話し合いのサロンにして下さい」と、東北大学特定領域横断研究組織（Tohoku University Research Networks；略称『TURNS』）を学内で提唱したところ、たちまち20以上の研究領域で TURNS が結成され、学部の境を越えた研究者の意見交換が始まり、情報交換がデータベースになり、更にもっと進んだところでは共同研究すら始まった。しかし表面的なこんな成果を云々するよりも、各研究者に学問の複眼視構造が生まれ始めたことを喜びたい。学問領域が細分化し、「たこつぼ」に閉じこもってしまう弊は今後とも意識して避けなければならない。

このことを御紹介した意図は、堅苦しい組織論を云々していると何時になっても「大学連合」は日の目を見ないという指摘である。国際基督教大学の原教授が民主教育協会誌『IDE』（No. 257）に書かれたように、バークレーとスタンフォードという、かつては何事によらずライバル意識の強かった両大学が図書の自由

借用を機に、教官一人一人がお互いの施設を充分利用できるということに心の豊かさを感じ、「アカデミアの世界にいる人間同志の共感に触れた」という印象はまさに涙が溢れる思いすらする。

要するに手がけてみないと大学連合の良さは判らないのである。

次に95の国立大学の連合体のひとつとしての国大協も公式機関として機能が硬直化することは避けたいと思う。何時かの理事会で申し上げたことだが、各大学個々の思惑、特殊事情とは別に、国大協理事会は理事会なりに見識を持つことは理の当然といえる。ある事の決定に当り、見識を持ち、それについての見解を発表することは許されると思っている。と申すのは、これが個々の大学に対して指導力を持つとか勧告するとかまでの権限は持たないと考えているからである。更にまた、宮城教育大学長の菅野先生がいつも主張されるように「社会に対して国立大学がひとつの協調動作を心要とする」審議内容と「個々別々の大学の自由に任せられるべき」審議内容を理事会が峻別することも大切である。この意識を持つと国大協メンバーはもっと身軽にものを考えられるようになる。

#### 4) 結 語

言いたいことはまだまだあるが何しろまだ現職の身分である。やめた後だともう少し物を言うことができる気がする。守・破・離という学問でいう三序論の破のステージにおける発言とお受け取りいただきたい。

# 事業報告

## 諸会議議事要録

### 理 事 会

日 時 昭和63年 6 月 1 日 (水) 13:00~17:00  
場 所 学士会分館 6 号室  
出席者 森会長  
田中, 熊谷各副会長  
伴, 東野 (代理: 手代木), 石田, 前川, 井出,  
川井, 北條, 本陣, 早川, 丸井, 西島, 新野,  
粟屋, 久保田, 木村, 高橋, 保田, 志賀各理事  
山田 (第 3), 黒木 (第 4), 長 (第 5) 各常置委  
員会委員長  
関 (教員養成), 小林 (図書館), 久佐 (教養課程)  
各特別委員会委員長  
加納, 喜多各監事  
(大学入試センター) 有江所長, 田保橋副所長

森会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のように挨拶があった。

本日は、6月総会前の恒例の理事会であり、各委員会のご報告と協議をお願いするが、特に昭和65年度以降の入試について「新テスト」の問題を含めてご協議願うとともに、図書館特別委員会の改組ならびに本協会の昭和62年度歳入歳出決算についてもご審議願うので、よろしくお願いする。

初めに、田中電気通信大学長のご退任に伴い、第5常置委員長に長東京外国語大学長が就任されたので、ご紹介する。

なお、弘前大学長である東野理事の代理として弘前大学の手代木渉理学部長が出席されているので、ご紹介する。

また、議題との関係から各特別委員会の委員長にご出席願ひ、大学入試センターの有江所長

にも後刻出席願うので、ご了承いただきたい。

ついで、事務局より配付資料の説明があったのち、議事に入った。

### I 会務報告

会長より、これについては「資料4」にその概要が記されているので、ここでは簡単にご報告をしたい旨述べられ、以下の事項について報告があった。

#### (1) 要望書の提出について

- 1) 「国立大学の授業料の改定について」
- 2) 「大学間国際交流協定に基づく国際交流促進のための予算措置に関する要望書」

#### (2) 外国大学長の招致について

#### (3) 昭和63年度予算に関する文部省との懇談会について

- (4) 文部大臣との懇談について
- (5) 自由民主党文教関係国会議員との懇談について
- (6) 参議院文教委員会における意見陳述について
- (7) 特別会計制度協議会について
- (8) 日教組との会談について
- (9) 国大協宛要望書について

## II 協 議

### 1. 昭和62年度国立大学協会歳入・歳出決算について

会長から、昭和62年度国立大学協会歳入・歳出決算についてご審議願いたいと述べられ、ついで事務局長より「資料6」の決算報告書について説明があった。

この説明があったのち、加納監事より、会計監査の結果適正に処理されている旨の報告があり、これについて審議の結果、異議なく承認され、これを6月総会に付議し追認を得ることとした。

### 2. 図書館特別委員会の改組について

会長から、このたび図書館特別委員長より図書館特別委員会の改組について提案があったので、お諮りしたい旨述べられ、ついで小林図書館特別委員会委員長より「資料7」をもとに委員会改組の提案理由について次のように説明があった。

図書館特別委員会は、従来専ら大学図書館に関する問題を扱っていたが、学術情報の高度化した近年、全国的な学術情報システムの整備推進の重要性に鑑み、今後その担当事項を図書館に止まらず、大学における総合的な学術情報に

関する問題をも取り扱うこととするとともに、その名称を「学術情報特別委員会」と改称することとしたい。なお、前述の趣旨に沿って大型計算機センター長会議および情報処理センター長会議の代表者を新たに委員に加えるとともに欠員委員の補充を図ることとしたい。

この提案について協議の結果、異議なく承認された。

### 3. 委員の交代等について

会長から、特別委員会委員長の交代および補充について「資料8」のとおり選任してよろしいかお諮りすると述べられ、異議なく承認された。

| (委員会名)      | (旧委員)              | (新委員)                    |
|-------------|--------------------|--------------------------|
| 教員養成制度特別委員会 | 前田 嘉明<br>(鳴門教育大学長) | 今堀 宏三<br>(鳴門教育大学長)       |
|             | 坂上 英<br>(愛媛大学長)    | 金築 修<br>(島根大学長)          |
|             | 後藤 誠也<br>(鳥取大学教授)  | 金谷 茂<br>(愛媛大学教授)         |
| 学術情報特別委員会   | 町田 貞<br>(図書館情報大学長) | 藤川 正信<br>(図書館情報大学長)      |
|             | "                  | 太田 時男<br>(横浜国立大学長)       |
|             | "                  | 本多 波雄<br>(豊橋技術科学大学長)     |
|             | "                  | (未定)<br>(大型計算機センター長会議代表) |
| "           | "                  | 渡辺鋼市郎<br>(情報処理センター長会議代表) |

なお、第5常置委員長が田中電気通信大学長から長東京外国語大学長に、また、教員養成制度特別委員会委員長が坂上愛媛大学長から関東

京学芸大学長に交代した旨の報告があった。

#### 4. 第82回総会の日程について

会長から、来る6月13日、14日両日開催の第82回総会の日程を「資料9」のとおりとしてよろしいかお諮りすると述べられ、異議なく了承された。

#### 5. 第83回総会の日時・場所等について

会長から、来る11月開催の第83回総会の日時・場所については、会場借用の都合もあり、「資料10」のとおり予定してよろしいかお諮りすると述べられ、異議なく了承された。

#### 6. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からの報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

これより「各委員会委員長報告と協議」に移るが、入試関係については別議題としているので、第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告は最後に回すこととしたい。

以上のように述べられたのち、各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

##### (1) 第1常置委員会(石田委員長)

本委員会がまとめた「大学における教員評価」について各大学に公式または非公式に検討していただくようお願いしたが、これについてご意見を寄せられた大学は、これまでに12大学とまだ少ないので、本委員会としては、この問題についてその後審議を行っていない。

##### (2) 第3常置委員会(山田委員長)

去る5月13日開催の本委員会において昭和63

年度就職協定について次の諸点を報告し、了承を得た。

① 従来就職協定については、大学側および企業側がそれぞれ別箇に検討し申合せを行ってきたが、これを両者合同で協議決定することとし、本年1月に「就職協定協議会」を新たに設置したこと。

② 2月16日開催の同協議会(世話人会)において、63年度の就職協定期日を62年度と同様、「8月20日企業等の説明開始、9月5日企業等個別訪問開始、10月15日採用内定開始」とすることが決定されたこと。

③ 3月22日開催の同協議会の特別委員会において、企業説明会(8月20日から9月4日の間行われる)の実施方法について、大学主催による説明会のほか新たに企業が主催する説明会を行うこととし、また、6月以前に限って大学が業界に講師の派遣を依頼し「業界研究」を行うことを認めることとしたこと。

以上ご報告するとともに理事会としてこれをご了承いただきたい。(了承)

##### (3) 第4常置委員会(黒木委員長)

前回総会以降の本委員会における審議事項は次のとおりである。

##### ① 要望書について

##### 1) 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)」について

例年関係方面に提出している「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」について、本年度も引き続いて提出することとし、その原案を資料11のとおり作成した。内容的には、指定職俸給表の適用について新たに「教育・研究の功績顕著な教授」を加え、また若干記述表現を手直しした部分もあるが、殆ど昨年と同様であ

る。これについてご審議のうえご承認が得られれば、これを6月総会に提出し、その議を経て例年どおり関係省庁へ要望することとしたい。

## 2) 人事院勧告の取扱いに関する要望書について

人事院勧告の取扱いに関する要望書については、昨年度と同様、今年度の人事院勧告の成りゆきをみたく、要望書の内容を考えることとし、その提出の時期と併せて会長ならびに委員長に一任ということにさせていただければ幸いである。

### ② 技術職員問題について

技術職員問題に関し、昨年秋に各大学に「教室系技術職員の組織化について」の照会をした。これに対し、83大学より回答が寄せられたので、主として小委員会を中心にこの回答を集計整理のうえ検討を重ねた。その結果、本委員会として最終的に取りまとめたのが配付の「[教室系技術職員の組織化について(照会)]」に対する各大学の回答のまとめと提言]であり、これについて総会へご報告したいので本理事会のご了承を得たい。

検討結果の結論の部分は、配付資料の「5.まとめ」の項に記してあるが、大要次のようである。

- ① 組織化について大学の規模別のモデルを示したこと
- ② 研修および資格認定等についての諸施策を提言したこと
- ③ 組織化および技術研修の学内措置又は概算要求など具体的作業を各大学に要請すること
- ④ 研修および資格認定制度について、第1常置委員会とともに検討をすすめ、文部省と国立大学共同利用機関の協力を得

る必要があること

ついで会長より、以上の二件の要望書の取扱いおよび技術職員問題に関する報告書を総会に提出する件について諮られ、異議なく了承された。

## (4) 第5常置委員会(長委員長)

### ① 「大学間国際交流協定に基づく国際交流促進のための予算措置に関する要望書」について

昨年秋の総会において承認された「国際交流促進のための予算措置に関する要望書」について、去る12月15日、田中副会長、田中第5常置委員長ならびに平間事務局長が文部省に赴き植木学術国際局長はじめ関係官にこれを提出し、趣旨説明のうえ配慮方を要望した。

### ② マレーシア国大学長の招致について

昭和62年度の国際交流事業としてマレーシア国大学長3名を招致した。3学長は昨年11月24日来日され、計画どおり諸大学等を訪問し、12月3日帰国された。

### ③ 留学生問題について

去る4月8日開催の委員会において、昭和63年度の検討課題として、長年断続的に論議されてきた留学生問題に取り組むこととした。そして、その後5月16日開催した委員会において文部省三村留学生課長より留学生問題の現状等について詳細な説明を受け、それにもとづき種々論議した。今後、国立大学としての留学生受入れについての考え、受入体制等について問題点を整理しつつ検討をすすめてゆきたい。

### ④ 昭和63年度外国大学長の招致について

去る4月8日開催の委員会において昭和63年度外国大学長の招致について協議を行い、その候補国を第一、東欧(チェコ等)、第二、北欧

(スウェーデン等)の順とし、関係機関を通して打診することとした。その打診結果を踏まえて5月16日開催の委員会において昭和63年度の外国大学長の招致はスウェーデンとすることとした。

(5) 第6常置委員会(高橋委員長)

前回総会以降、本委員会の審議事項は次のとおりである。

① 授業料の増額改定に対する要望書の提出について

昭和63年度の予算編成に当り、国立大学の授業料の増額改定の意図がある由伝えられているので、授業料の取扱いについて十分慎重を期してほしい旨の要望書を取りまとめ、昭和62年12月4日森会長名をもって文部大臣、大蔵大臣ならびに各関係担当官へ提出、配慮方を要望した。

② 専門分野間授業料格差の導入の動きへの対応について

学部別授業料制の導入を図ることが検討されている由仄聞したので、これに反対する論理的根拠を示す為文書を作成すべく財政問題小委員会にて検討中である。

③ 獣医学部6年制教育課程における第5年次学生に対する日本育英会奨学金給付の便宜措置について

国公立大学獣医学協議会会長より本協会会長宛に獣医学部6年制教育課程における第5年次学生(旧修士第1年次相当)に対する日本育英会奨学生制度の便宜措置(奨学生数の増員および奨学金の修士課程並給付への増額)の実施方の要望書の提出があり、これについて財政問題小委員会において検討のうえ文部省学生課と折衝した結果、奨学生数の増員については既に本

年4月より実施済みであること、また給付額の増額については法令上困難であることが判明し、この旨会長に報告した。

④ 昭和63年度予算案等について

去る4月25日に委員会を開催し、次の事項について協議した。

1) 昭和63年度予算について

本年4月7日に決定された昭和63年度国立学校特別会計予算の内容について、文部省担当官より資料にもとづいて説明をうけたのち、協議を行った。

2) 昭和64年度概算要求について

昭和64年度の国立学校特別会計予算の取扱いについて、文部省担当官より説明をうけたのち、協議を行った。

(6) 図書館特別委員会(小林委員長)

委員長より、さきほどの委員会改組の提案説明をもって委員会報告に代えさせていただく旨述べられた。

(7) 医学教育に関する特別委員会

(井出委員長)

厚生省は、国民医療総合対策本部が昨年6月に出した中間報告を承けて、大学病院の医療について、外来の原則紹介制(外来患者の制限)等の動きをみせた。これに対し、全国国立大学医学部長会議、同附属病院長会議および全国公立大学病院長事務長会議など関係団体では、これが実施されると大学病院本来の使命を遂行するうえで問題であるとして、再考を強く訴えた。また、文部省も同じ立場でこの問題について厚生省と協議が重ねられた。

本問題の対応について協議するため、去る2月18日の臨時総会終了後、急遽本委員会を開催



したが、席上、文部省佐藤医学教育課長より、紹介外来制については、協議の結果、「これを採るか否かを各大学の自主的判断に委ねる」とすることで、このほど決着がつく見通しとなった旨説明があった。

#### (8) 教養課程に関する特別委員会

(久佐委員長)

昨年に引き続き専門委員会において報告書の素案を作成中であるが、近く作業が完了する見通しが立ったので、時機をみて特別委員会を開催し各委員の意見を十分に伺ったうえで、できれば秋の総会に報告書として提出する予定である。

#### (9) 教員養成制度特別委員会 (関委員長)

前回総会以降本委員会でも審議した事項は次のとおりである。

##### ① 教養審の「教員の資質能力の向上方策等について (中間報告)」に対する意見書の提出について

昨年10月、教育職員養成審議会が取りまとめた「教員の資質能力の向上方策等について (中間報告)」について各大学・学部にご意見を伺い、寄せられたご意見をもとにこれに対する本委員会の意見書を作成のうえ12月2日付をもって教養審会長宛提出した。

##### ② 今後の検討課題について

本委員会のこれまでの検討状況を踏まえて、今後の検討課題について意見交換を行った。その際提案された事項としては、

○教員養成教育の内容について

○教員免許について、及び複数免許状について

○教職課程センターについて (その設置と

それが設置された場合の教育学部の役割について)

○初任者研修制度 (初任者研修と教育実習との関係について)

等であり、今後これらの問題を取り上げて検討することとしたい。

#### (10) 大学院問題特別委員会 (本陣委員長)

去る5月25日に委員会を開催し、次の事項について協議した。

##### ① 新構想大学院について

本年10月開学の総合研究大学院大学ならびに来年度石川県と奈良県に設置が予定されている先端科学技術大学院大学について、その内容・性格を検討するとともに既設の大学院との相関を検討した。その結果、前述二種の大学院大学は、学部を持たず、既設の大学院とは相当異なることがわかったが、目下のところ設置途上にあるので、いままじ様子を見守りつつ時機をみて検討を行うこととした。

##### ② 本委員会「報告書」に対する各大学の意見照会について

今後の検討課題として、過去に本委員会において取りまとめた報告書三点 (「旧設大学院の改善について」(60.11)、「国立大学大学院の現状と今後の在り方」(61.6)、および「同 (その2)」(62.6)) について各大学に意見を伺い、それをもとに大学院問題についてその問題点の所在を探ったうえ対応策を検討したいと考えている。

## 7. 入試について

### (1) 第2常置委員会 (丸井委員長)

臨時総会 (2月18日開催) 以降の審議内容は次のとおりである。

① 昭和64年度共通第1次学力試験の地区割変更について

昭和64年度共通第1次学力試験の地区割に関し、次の3地区の地区割変更についてそれぞれ当該地区学長会議の議を経て本委員会で審議の結果、これを了承決定した。

○埼玉県和光市、新座市を東京地区へ

○神奈川県横浜市鶴見区を東京地区へ

○島根県鹿足郡を山口県地区へ

② 「新テスト」実施に際する試験の地区割の見直しについて

「新テスト」については、新たに私立大学も参加することになり共通第1次学力試験に比し受験者の増加が予想されるので、交通機関網、試験会場などを考慮し、首都圏、近畿圏をはじめ試験の地区割を広域化する方向で今後検討をすすめてゆくこととし、その原案の作成を大学入試センターに依頼することとした。

③ 昭和64年度第2次試験の実施日程の弾力化について

昭和64年度の第2次試験の試験開始日について、福岡教育大学（A日程グループ）および福井大学教育学部（B日程グループ）より、学外試験会場の借用の関係でそれぞれ試験開始日を1日繰り下げを認めてほしい旨要望があり、本委員会で検討の結果、他大学に迷惑を及ぼさないよう配慮することを条件にこれを認めたが、今後各大学の第2次試験の試験開始日の繰り下げ等の要望があれば、できるかぎり弾力的に扱うことにしたい。

④ 昭和64年度共通第1次学力試験成績請求票の様式について

昭和64年度共通第1次学力試験成績請求の様式は、第2次試験が「連続・分離分割併存制」を採用することになったことに伴い、併願の組

合せによるものに変更した。

⑤ 各大学の第2次試験の受験票貼付写真について

従来第2次試験の受験票に貼付する写真の大きさが大学によってまちまちであるので、受験生の便宜を考慮してこれを共通第1次学力試験の受験票の写真と同じ規格（縦4cm×横3cm）に統一することを6月総会に報告したうえ、各大学の入試担当者に協力方を要請することにした。

⑥ 釧路公立大学の共通第1次学力試験への参加について

公立大学協会会長より、昭和63年4月開学した釧路公立大学について昭和64年度より共通第1次学力試験への参加の承認ならびに共通第1次学力試験の成績資料の提供方の依頼があり、協議の結果お申出を了承するとともに主管大学を北海道教育大学にお引受けいただくこととしたい。

⑦ 私立大学からの共通第1次学力試験に係る成績データの提供申出について

私立岐阜女子大学長より、「新テスト」への参加の検討資料として、同大学の昭和63年度合格者の共通第1次学力試験の成績データの提供方の依頼があり、協議の結果、前例（自治医科大学）に倣ってこれを基本的に了承し、具体的措置は大学入試センターに依頼することとした。

⑧ 中国引揚者等子女入学特別選抜について  
昭和63年度国立大学入学者選抜において新潟大学の法学部が中国引揚者子女特別選抜を実施したが、現に全国の高等学校等に在籍している中国引揚者等子女の数も相当数にのぼり国立大学の受験希望者もふえつつあるので、今後より多くの大学・学部で特別選抜を推進していただけるように、来る6月総会において各大学にお

願いすることにしたい。

なお、大学受験資格に満たない者（中国では省によって中等教育が11年間で修了する）への対応について、次のような措置を講じる見通しになったので、これを総会にご報告したい。

- 厚生省所管の既存の「中国帰国孤児定着センター」(全国6カ所) および新たに設置する「中国帰国者自立研修センター」(全国15カ所に設置予定)を準備教育施設として文部大臣が指定し、前者(帰国直後4カ月間日本語等の教育を行う)と後者(8カ月間日本語および社会、理科、数学等の教科教育を行う)を通算した12カ月の教育を修了することによって大学受験資格を付与する。
- 前記「自立研修センター」所在地以外の各都道府県教育委員会および各高校の協力を得て、公立高校定時制の第4年次への編入を認め、ここで1年間の教育課程を修了した者について大学受験資格を付与する。

なお、関連して「昭和64年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施要項」について大学入試センターの田保橋副所長より説明があった。

## (2) 昭和65年度以降の入試について

### ①「新テスト」について

初めに会長より、去る2月18日開催の臨時総会において入試改善特別委員会にその検討方をご依頼した「新テスト」についての検討結果を熊谷入試改善特別委員会委員長からご報告いただくことにしたい旨述べられた。

ついで熊谷委員長より、入試改善特別委員会における「新テスト」に関する検討結果について次のように説明があった。

入試改善特別委員会では先の臨時総会以後数回にわたり委員会を開催し、昭和65年度入試に

ついて、「新テスト」および第2次試験の実施日程の検討をすすめた。

「新テスト」については、「大学入試改革協議会報告」について本委員会で検討を行うとともに、国立大学長宛に「同報告」に対する意見・希望等を照会し、その結果をも盛り込んで「新テスト」に関する本委員会の検討結果をまとめたうえ森会長に報告した。それが、配付資料12の「[大学入試改革について(大学入試改革協議会報告)]」について(報告)]である。なお、「大学入試改革協議会報告」に対し各大学から寄せられたご意見・ご希望については、これを事項別に分類・整理し資料として現在作成中であり、来る6月総会に検討結果の「報告」に付して配付することになっている。

以上のように経過報告があったのち、配付資料(№12)の朗読が行われ、ついで次のような意見交換が行われた。

○「新テスト」の「利活用は各大学の自由」という原則は崩すべきでないを考える。一方、「新テスト」を円滑に発足させ育てていくことができるかどうかその成否のかなりの部分の責任は国立大学が負っていることも明らかである。このことを踏まえて「新テスト」への対応を考えることになる。

○「新テスト」の利活用について、「大学入試改革協議会報告」は「各大学の自由」と明記しており、これは当然、国立大学も含めて「自由」というのが前提であるはずである。これとの関係で、「検討結果」の要望事項のうち、「利活用のあり方について一層慎重に検討すること」とあるのは、意味が判りにくい。また、検討を要望する相手がどこなのか不明である。

○「検討結果」に掲げた数項目の要望および

添付の「新テスト」についての要望事項にある諸項目は、各大学から寄せられた意見・希望等に基づいて作成したものであり、その要望先は項目により文部省に対するもの、新大学入試センターに対するもの、あるいは各国立大学内部で検討していただきたいものなど、まちまちである。

- 国大協内部で論議のポイントになるのは、「検討結果」の結論部分にあたる文末の5行であろう。これを焦点に「検討結果」を国大協の見解として認めるかどうかを総会に諮られるのがよいと思う。
- 利活用については、特定の教科・科目のみの利用は受験生の複数受験を制限することになるから、国大協内で何等かの共通の理解を持つべきであろう。
- その考えと違って、序列化、輪切り現象につながらないよう、教科・科目の利活用の自由による多様化を奨励するというのが大学入試改革協議会の基本的な思想である。
- 「新テスト」について、国大協として、各国立大学の利活用の自由は制限しないというのも一つの見識であるが、利活用について国大協として意見をまとめ、これをはっきり表明するのも一つの見識であろう。
- 「要望事項」のVの「国立大学における利活用」のところで「特定の教科・科目のみの利活用によって受験可能な大学が制限される」とあるが、「特定の教科・科目のみの利用ということが何故受験可能な大学を制限する」ことになるのか。
- 入試改善特別委員会の論議の中では、試験科目指定に関し国立大学間で何らかの申合せをしておかないと、各大学の試験科目がまちまちになって、場合によっては「受験機会の複数化」を阻害することになるという意見であった。
- 「要望事項」は各大学の意見・希望等を集約整理したものであって、これを国大協の統一した意見とするには無理があるので、今後関係機関で検討をすすめて貰うこととし、当面の問題は、国大協として「新テスト」について一つの見解を打ち出すかどうかであろう。
- 「新テスト」についての見解を出すとするれば、「検討結果」の結論部分を中心にして分かり易く書き改めるということでは如何か。
- むしろ全文を出す方がよいと思う。
- 共通一次に幕を引くという区切りをつけた上で、新たに「新テスト」に対応するための前提となることを明確に表現する必要があると思う。
- 「新テスト」の利活用の自由は、私立大学が参加するためには有力な条件であると思うが、国立大学にとっては、共通一次試験の延長線上で考えればそれほど問題になることではない。「新テスト」を、国立大学として責任の持てるものにするためには、その内容、利活用についても、問題を提起・整理しなくてはならない。
- 「新テスト」の利活用の自由に関連して、現行の共通第1次学力試験の利活用の自由度はどうか。例えば、第1段階選抜のみに利用するのは認められるか。
- 共通第1次学力試験の利活用は、発足当初の第2次試験との組合せによる総合判定から、その後いわゆる「傾斜配点」が一般的となり、昨年度は教科・科目の弾力化に伴って、例えば、高得点科目の成績のみを利用し、その他の科目の成績については使わない事例も

できてきた。このように利活用の仕方は各大学の自主的判断により極めて弾力化しているのが実情である。

「新テスト」に関する「検討結果」及び見解のまとめ方等を巡って概ね以上のような論議があったのち、会長より次のように述べられ、了承された。

国大協としての「新テスト」に関する見解については、入試改善特別委員会がまとめた「検討結果」と本日の論議を踏まえて、私の手許で文案を作成し、それを来る6月総会の第1日目の昼に臨時に理事会を開催してご審議いただいたうえ、総会に提案することにしたい。

## ② 昭和65年度第2次試験の実施日程について

まず、熊谷入試改善特別委員会委員長より、入試改善特別委員会における本問題に関する検討の経緯について次のように報告があった。

森会長より、昭和65年度第2次試験の実施日程について、①昭和65年度入試の基本的な枠組みをできれば6月の総会において決めたい。②第2次試験の実施方式については現実の状況からみて昭和65年度も昭和64年度と同様の連続・分離分割併存方式を続けることになると思われる。③しかし、日程については、早急に改善を図る必要がある。という意向のもとに、本委員

会に具体的日程案を提示して本委員会にその検討が依頼された。

会長から提示された日程案について、去る4月26日および5月10日開催の委員会において検討を行った結果、これを基本的な枠組みとして了承し、その旨を会長宛に報告した。

ついで、会長より次のように述べられ、了承された。

ただいま、熊谷委員長からご報告いただいたように、入試改善特別委員会で昭和65年度第2次試験の実施日程についての枠組みが検討されているが、これについては、各大学の学内諸行事や私立大学との関係ということに十分配慮しながら慎重に検討をすすめてゆく必要があるので、今の時点で国大協として具体的日程にまで踏み込んで論議することは適当とは思われない。したがってこの問題については、当面6月総会には次の如き基本方針を提案し、ご了解を得ることとしたい。

- 昭和65年度第2次試験の実施日程について、
- 1) 昭和64年度に引続いて連続・分離分割併存方式を採用する。
  - 2) 日程について昭和64年度より若干のゆとりをもたせられるようにする。
  - 3) 試験日程について各大学の選択の自由度を広げる。

以上をもって本日の議事を終了した。

日 時 昭和63年6月13日(月) 12:00~13:30

場 所 学士会館(神田) 203号室

出席者 森会長

田中、熊谷各副会長

伴、東野、石田、前川、井出、川井、北條、本陣、

早川、丸井、西島、新野、粟屋、久保田、木村、

高橋、保田、志賀各理事

山田(第3)、黒木(第4)、長(第5)各常置委  
員会委員長

関(教員養成)、小林(学術情報)、久佐(教養課  
程)各特別委員会委員長

加納、喜多各監事

## 理 事 会

森会長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

### ◎ 「新テスト」について

初めに会長より次のように述べられた。

去る6月1日開催の理事会において、入試改善特別委員会が検討のうえ取りまとめた「大学入試改革協議会報告」についてご審議いただくとともに、理事会として「新テスト」に関し如何なる方針をもって総会に臨むべきかご協議いただいた。その結果、「新テスト」について、入試改善特別委員会の「検討結果」の趣旨を踏まえて国大協としての意向表明を別に取りまとめることとし、その文案の作成が会長一任となった。そこで早速、素案をまとめるとともに、これを前以て全理事に送付してご意見を伺った。これに対し種々ご意見が寄せられたので、それらの意見を参照して文案を練り直した。配付の原案はその結果作成したものであり、これを「新テスト」に関する国大協の申合せとして、明日の総会に提案することとしては如何かと考えるので、ご審議いただきたい。

以上のように述べられたのち、配付の原案について大要次のような意見交換が行われた。

○ 「新テスト」についての国大協の基本的方針を「申合せ」の形にするかどうかは措くとして、これを公表するについては、入試改善特別委員会がまとめた「検討結果」を付して出すべきであろう。

○ 会長案の内容と入試改善特別委員会の「検討結果」の記述の趣旨は一致しており、その点では問題はないが、この扱いを「申合せ」とするのは、少し無理がある。むしろ、「会長が総会に提案し、それを総会として了解する」ということにする方がよくはないか。

○ 「新テスト」について国大協として問われているのは、「利活用自由」の原則のもとで「新テスト」にどう対処するのかということにあるのではなかろうか。利活用の自由は当然のことであるので、文案の出だしの「最終的判断が各大学の自由であることは自明のものとし、…」とあるところは、敢えて記述する必要はないので、削除してもよいのではないか。

○ もともと「新テスト」の利活用は国・公・私立大学を通して各大学の自由というのが前提であるはずであるが、印象として国立大学についてはそれが必ずしも「自明」となっていない感がある。この際、「新テスト」は「共

通第1次学力試験改善の延長上にある」が、その利用の仕方については、各国立大学の自由ということ为国大協として共通認識しておくべきであるとする。

以上の意見交換があったのち、会長より次のように述べられ、了承された。

国大協としての意向表明案に関しご意見を伺い、その扱いや文章表現等についてご指摘を頂戴したが、基本的にはこれをお認めいただいたものと了解し、ご指摘を踏まえて若干文言の修正を行ったうえ明日の総会にこれを提案することといたしたい。

以上をもって閉会した。

## 第82回総会（第1日）

日時 昭和63年6月13日（月） 10:00~17:00

場所 学士会館（神田）210号室

出席者 各国立大学長

森会長から開会の挨拶があったのち、次のように述べられた。

本総会の主要議題は、「国立大学協会昭和62年度歳入・歳出決算」、「各委員会の報告と協議」及び「入試関係」などである。また、今回は香月学長（放送大学）にご出席いただいたほか有江所長（大学入試センター）及び入試改善特別委員会委員である松井教授（京都教育大学）にも議題との関係で出席をお願いしてあるので、ご了承いただきたい。

### (1) 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

### (2) 今回総会の日程について

会長から、今回総会の日程については、資料3のとおりとしたい。また、「入試問題」に関しては、本日の午後及び明日ご審議をお願いしたい旨の説明があり、了承された。

### (3) 学長の交代について

会長から前回総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。

(大学) (前任) (新任)

電気通信大学 田中 榮 角田 稔  
横浜国立大学 横山 享 太田 時男

富山医科薬科大学 佐々 学 山崎 高應  
京都工芸繊維大学 福井 謙一 巽 友正  
鳴門教育大学 前田 嘉明 今堀 宏三  
香川医科大学 砂田 輝武 西田 勇  
愛媛大学 坂上 英 浅田 泰次  
佐賀医科大学 古川 哲二 松浦 啓一

### (4) 代理出席者について

会長から代理出席者について、次のとおり報告があった。

図書館情報大学 藤川学長（代理）小野寺和夫副学長

筑波大学 阿南学長（代理）藤田 統副学長

東京水産大学 野村学長（代理）小池 篤学生部長（第2日目のみ）

### (5) 委員長の交代について

会長から前回総会以後の委員長の交代について、次のとおり報告があった。

| (委員会)       | (前任)               | (新任)                |
|-------------|--------------------|---------------------|
| 第5常置委員会     | 田中 榮<br>(電気通信大学学長) | 長 幸男<br>(東京外国語大学学長) |
| 教員養成制度特別委員会 | 坂上 英<br>(愛媛大学学長)   | 関 四郎<br>(東京学芸大学学長)  |

## I 会務報告

会長から、前回総会以後の主な事項について、次のとおり報告があった。

### 1. 要望書の提出について

#### (1) 国立大学の授業料の改定に関する要望書

昨年11月の総会で、その扱いを会長に一任された要望書「国立大学の授業料の改定について」を昨年12月4日に高橋第6常置委員会委員長及び平間事務局長が文部省、大蔵省に赴き提出、関係担当官に慎重な配慮方を要望した。

#### (2) 「大学間国際交流協定に基づく国際交流促進のための予算措置に関する要望書」

昨年11月総会で議決された「大学間国際交流協定に基づく国際交流促進のための予算措置に関する要望書」については、12月15日に田中副会長、田中第5常置委員会委員長及び平間事務局長が、文部省を訪れ提出し、関係担当官に配慮方を要望した。

### 2. 外国大学長の招致について

昭和62年度の外国大学長招致事業として、昨年11月24日にマレーシア国学長団が来日、同国の3大学副学長は文部省、東京国立博物館、日本学術振興会、早稲田大学、京都大学、電気通信大学、東京農工大学、筑波大学及び東京大学を順次訪問し、12月3日に帰国した。なお、帰国前日には国大協主催の懇談会及び懇親会を開いた。

### 3. 昭和63年度予算に関する文部省との懇談会について

文部省からの申し入れにより、昨年12月22日に会長、田中副会長、黒木第4常置委員長、高橋第6常置委員長が文部省の事務次官、高等教育局長、学術国際局長等から予算編成の概要について説明をきき種々懇談した。

### 4. 文部大臣との懇談について

去る1月21日、会長、両副会長ほか数名の理事会メンバーが新しく就任された中島文部大臣と懇談し、種々意見を交換した。

### 5. 自由民主党文教関係国会議員との懇談について

入試制度等の改革に関して、国大協以外からの意見等を聞くために、すでに高等学校関係、私立大学関係、マスコミ関係、教育委員会等と懇談の機会を持ったが、今回文部省を通じて自由民主党文教関係国会議員から懇談の申し入れがあり、去る1月29日に会長、副会長ほか数名の学長が同党文教関係国会議員と懇談し、意見の交換を行った。さらに重ねて5月17日に、会長ほか数名の学長が同党文教関係国会議員と懇談し、意見の交換を行った。

### 6. 参議院文教委員会における意見陳述について

参議院文教委員会から、「国立学校設置法の一部を改正する法律案」の審査にあたり、参考人として出席の依頼があり、去る5月17日に田中副会長が同委員会に出席し、本協会の一構成員として同法律案について意見を陳述した。

### 7. 特別会計制度協議会について

去る3月11日に特別会計制度協議会を開催し、文部省から「昭和63年度予算」の概要について説明をきき、種々意見の交換を行った。ついで、5月9日同協議会を開催し、文部省から「昭和64年度概算要求の基本方針」等について説明を受け、協議を行った。

### 8. 日教組との会談について

(1) 日教組大学部からの申し入れにより、昨年11月12日第4常置委員会の黒木委員長、喜多・野村両委員ほか専門委員数名が大学部の石井副委員長ほか数名と会見し、技術



職員問題について懇談した。

(2) 同じ申し入れにより、去る5月18日第4常置委員会の黒木委員長、喜多・野村両委員が大学部の山川副委員長ほか数名と技術職員問題について懇談した。

(3) 去る4月25日、日教組からの申し入れにより、「新テスト」及び入試制度に関して熊谷入試改善特別委員会委員長が畠山日教組中央執行委員ほかと会談した。

## II 協議事項

### 1. 昭和62年度国立大学協会歳入・歳出決算について

事務局から、資料7「昭和62年度国立大学協会歳入・歳出決算」について説明があったのち、加納監事から、監査の結果について適正に処理されている旨報告があり、異議なく承認された。

### 2. 図書館特別委員会の改組について

去る6月1日開催の理事会で図書館特別委員会の名称を「学術情報特別委員会」に改めることが承認された旨、報告があった。(資料8)

### 3. 各委員会委員長報告と協議

各委員会の報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

委員会の審議状況の概要を各委員長に取りまとめていただき、資料9として配付してあるので、これをご参照のうえ協議いただきたい。

なお、先程「総会日程」の説明の際述べたとおり、入試関係事項についての協議は後に回したので、第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告は、その時にお問い合わせすることにしたい。

ついで、前総会以後の各委員会の審議状況について、各委員長から大略次のとおり報告があり、協議が行われた。

#### (1) 第1常置委員会(石田委員長)

本委員会がまとめた「大学における教員評価について」に関し、検討結果報告のあった大学が12大学とまだ少ないので、この問題については継続審議とし、本委員会としては、明日第1常置委員会を開催しその取扱いを検討したい。

#### (2) 第3常置委員会(山田委員長)

本委員会は、課外活動施設や保健管理センターについても審議を行っているが、結論を得るには至らず、今回は就職協定のみの報告になる旨述べられ、審議事項について説明が行われた。

1) 去る1月13日開催の就職問題懇談会において、企業側から提案のあった就職協定協議会の設置に合意した。

2) 昭和63年度の就職協定期日を62年度と同一とすることを、去る2月26日の同協議会世話人会で決定した。

3) 昭和63年度には、8月20日から始まる大学主催説明会に企業主催説明会も加え、さらに6月以前に限り業界研究会を行ってもよいことを、去る3月22日開催の就職協定協議会の特別委員会で申し合わせた。

以上3件についてご了承を得たい。

ついで、会長よりこの件について諮り、異議なく了承された。

#### (3) 第4常置委員会(黒木委員長)

本委員会の報告として、四つの項目があるが、本日は「技術職員問題について」及び「要

望書について」をご審議いただきたい。

以上の前置きののち、

1) 技術職員問題について

資料12により詳細な説明があった。

まとめの要旨は次のとおり。

- ① 技術職員の組織化については、大方の了承が得られたと考える。
- ② 研修及び資格認定の問題については、専門行政職俸給表を目指した制度的措置を要するものと、各大学で自主的にできるものに分けて、今後の進め方についての考えを示した。
- ③ 各大学に対して、組織化並びに技術研修についての検討はもちろん、学内措置及び概算要求などの具体的作業に入ることを要請して頂きたいと考える。
- ④ 国立大学に適用できる研修及び資格認定制度と、そのための研修については、国大協として、第1・第4常置委員会が文部省と国立大学共同利用機関の協力を得て成案を得ることを希望する。
- ⑤ 文部省の関係部局から従来に劣らぬ積極的な助言・協力を仰がねばならないことは当然である。また、各大学においても教官のより一層の理解・協力を求めつつ、自主的検討と具体的作業が推進されることを願う。

以上の説明について、概ね次のような意見の交換があった。

- 当面の打開策に対して、何を打開するのかが、今まではっきりとせず、組織化すれば、新しい俸給表が適用できるというような錯覚があったように思う。だが実際にはそうではなく、組織化というのは今後具体的な研修制度を実施する一つの段階であると思われる。

研修の結果、専門的な仕事で評価されれば専門行政職としての認定評価にふさわしい処遇ができることをはっきりした形で打ち出していくべきではないか。

移行期間にあまり時間をかけていると見通しがなくなると思う。それぞれの大学の事情において、組織化あるいは、研修、認定評価の結果によって処遇の改善をするためには、認定評価による人事交流の在り方までいかないと、成果があがらないのではないか。そこまで突っ込んだ討議をお願いしたい。

- 共同利用機関で行っている具体例を挙げると、最初から一つの技術課の中に技官が統括されて総合的に効果的な運営を行っている。技官の人事交流も極めて活発であり、固定化されておらず、半数以上の技官が交代している。これからも、共同利用機関のやり方を参考としていきたい。
  - 重要な点が二点あり、一点は待遇改善についてである。モデルを参照してみると、ピラミッド型の構成になっているが、現実的には、中高年層が多くピヤダル型になっている、それに対して適当な定数増が必要なのではないか。二点目は人事権の問題である。例えば、“ライン制”にすると、現在の事務部のような人事にならざるを得ない。教官に近い形にならないか。
  - 文部省の人事課へも強力に上位級の定数を大学の方に確保するよう要求をした。上位級の定数を確保することについては、組織化すればやり易くなることは確かである。
- 以上の意見交換ののち、この「まとめと提言」について諮り、異議なく了承された。

2) 要望書について

事務局から、資料11「国立大学教官等の待遇

改善に関する要望書(案)」の朗読があり、ついで委員長から次のように述べられた。

要望書については、内容・表現を若干変えているが、基本的には項目の立て方など昨年と同じである。なお、「人事院勧告の取扱いに関する要望書」については、昨年と同様、勧告のなりゆきをみて考えることとし、その内容及び提出時期については、会長と委員長に一任願いたい。

以上のような説明があったのち、会長から、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)」について承認願いたい旨諮られ、異議なく承認され、又、人事院勧告に関する要望書の取扱いも了承された。

以上をもって午前の会議を終わり休憩に入った。

——正午より午後1時30分まで昼食休憩——  
(この間、203号室において理事会を開催。午後1時30分総会再開。)

#### (4) 第5常置委員会(長 委員長)

昨年11月総会以後、本委員会の審議事項は次のとおりである。

- 1) 前総会で報告したように、昨年11月24日から12月3日までの間、マレーシア国大学長を招致した。
- 2) 昭和62年度は、前総会に「国際交流促進のための予算措置に関する要望書」を提出し、採択された。田中副会長、第5常置委員長、事務局長が同要望書を植木学術国際局長へ手交、善処方を要望した。
- 3) 去る4月8日に委員会を開催、昭和63年度の外国大学長団招致について協議し、社会体制の異なる東欧諸国及び北欧諸国の順

に関係機関をとおして打診折衝することとした。また、昭和63年度の課題として、留学生対策について、国大協として問題点を統一的に整理し、基本的な方針について検討することとした。

#### 4) 去る5月16日、委員会を開催。

- ① 昭和63年度外国大学長団の招致国はスウェーデン国とする。
- ② 留学生問題について、文部省三村留学生課長より詳細な説明を受け、種々論議を交した。

今後は、専門委員と相談のうえ、国立大学としての留学生についての考え方、受入体制について問題点を整理し、委員会で審議することにした。

#### (5) 第6常置委員会(高橋委員長)

昨年11月総会以降、本委員会の審議事項は次のとおりである。

#### 1) 授業料の増額改定に対する要望書の提出について

改定反対の要望書は昨年12月4日文部大臣、大蔵大臣並びに各関係担当官へ提出し、配慮方を要望した。

#### 2) 専門分野間授業料格差の導入に対する要望書

本委員会財政小委員会の専門委員会は導入反対の理論的根拠並びに要望書の内容について検討中である。成案を得次第、本委員会で検討し、会長に提出する予定なので、その内容及び処理については会長と委員長に一任された。

#### 3) 獣医学学部6年制教育課程における5年次学生に対する日本育英奨学生制度の便宜措置の実施について

国公立大学獣医学協議会より標記の実施方を国大協より日本育英会へ要望するよう求められているので、本委員会財政小委員会において、要望内容を検討した。

文部省高等教育局学生課と折衝したところ、奨学生数の増員については措置済であり、奨学金の増額については学校教育法の規定により困難であることが判明した。

4) 昭和63年度予算案等について  
去る4月25日に委員会を開催し、次の事項について協議を行った。

① 昭和63年度予算について

本年度国立学校特別会計予算の内容について、文部省担当官より配付資料に基づいて説明を受けた後、意見交換を行った。

② 昭和64年度概算要求の基本方針について

昭和64年度の国立学校特別会計予算の取扱いについて、文部省高等教育局大学課教育大学室長より説明を受けた後、5月9日の特別会計制度協議会への本委員会からの協議事項について審議したが、特に選定せず委員長に一任することとした。

なお、会長より、2)の専門分野間授業料格差に関する要望書の文案及びその提出について一任されたい旨語り、了承された。

(6) 学術情報特別委員会（小林委員長）

去る5月17日に図書館特別委員会を開催し、次のとおり協議した。

1) 西尾学術情報課長から、本年1月20日付で学術審議会から提出された、「学術情報システムの整備に関する当面の課題について」について、その内容の詳細な紹介があった。

2) 図書館特別委員会の今後のあり方について種々意見の交換が行われ、その結果、次の点が合意された。

① 学術情報システムの整備は、今後の学術研究の振興にとって極めて重要な課題である。

② 図書館及び国立大学等大型計算機センター、情報処理センター等を含む大学における総合的な学術情報に関する問題を取り扱う委員会とすることが望まれる。

③ そのため、委員会名を“図書館特別委員会”から“学術情報特別委員会”と改め、委員の増強を図ることが望ましい。

この結論を当日欠席の委員に報告したところ、積極的な賛同を得られたので、去る6月1日開催の理事会に図書館特別委員会の改組を提案し、ご承認を得た次第である。

(7) 教養課程に関する特別委員会

（久佐委員長）

本委員会で実施した卒業生対象のアンケートの調査報告を機に、従来の国大協あるいは関係団体での論議を整理し、報告書を作成することとした。近くその作業が完了する見込みとなり、秋の総会に報告書を提出する予定である。

(8) 医学教育に関する特別委員会

（井出委員長）

去る2月18日に本委員会を開催し、国立大学附属病院における外来患者の取扱いについて検討したが、さらに本年6月7日本委員会を開催した。文部省医学教育課長より「社会保険診療報酬改定に伴う大学病院への影響」について、報告をきいたほか、本委員会の今後のあり方について審議し、その結果、本委員会はしばらく

存続し、現在カウンセリングを必要とする学生が増加してきているので、第3常置委員会と連携してその対策を検討すること、さらに、外国人留学生の増加によるウィルス性肝炎のチェックシステムの問題については、第5常置委員会と連絡を取りながら検討すること、などとともに医学教育における一般教育、大学院に関連する諸問題について今後検討していくこととした。

#### (9) 教員養成制度特別委員会（関 委員長）

前回総会以降における活動の報告は、次のとおりである。

##### 1) 教育職員養成審議会中間報告「教員の資質能力の向上方策等について」について

各大学・学部から受けた意見をもとに、本委員会の意見書を作成し、昨年12月2日教養審会長に提出した。

各大学からの主な意見を項目別によると次のとおりである。

##### (教員の養成・免許制度の改善)

- ・教員の養成・教員免許状について
- ・免許基準の改善等について
- ・教員の養成・免許制度の弾力化について
- ・社会人の活用について

##### (教員の研修の改善)

- ・初任者研修制度の創設について
- ・現職研修の体系的整備について

##### 2) 今後の検討課題について

本委員会のこの1年間における検討内容は、

(1)教育学部のおかれている現状に鑑み、教員養成系大学の進むべき方向はなにか。(2)教員養成系大学・学部が教員養成のみを任務とすることでよいのか。(3)教員の養成について、明確な設置基準はもうけられていないが、そのため教育

研究体制が不安定になっていないか等であったが、これを踏まえて今後の検討事項について次のとおり提案があった。

- 教員養成教育の内容について
- 教員免許について、及び複数免許状について
- 免許法の改正がなされた場合における各大学の対応について
- 課程認定の在り方について
- 教職専門科目の単位引き上げに伴う他学部の教員養成及びこれに対する教育学部の役割・担当教官について
- 教職課程センターの設置及びそれが設置された場合の教育学部の役割について
- 初任者研修制度における基本的研修の在り方、初任者研修と教育実習との関係について
- 採用試験の在り方

#### (10) 大学院問題特別委員会（本陣委員長）

本委員会は、去る5月25日に委員会を開催し、以下の事項について協議した。

- 1) 国立大学共同利用機関を中心とする総合研究大学院並びに石川・奈良両県に設置予定の先端科学技術大学院の内容・性格を調査し、特に、国立大学に既に設置されている大学院との相関を検討した。
- 2) 本委員会は、既に「旧制大学院の改善について」、「国立大学大学院の現状と今後の在り方（その1）（その2）」をそれぞれ報告した。

これらについて各大学で十分ご審議願ひ、そのご意見をまとめるためアンケートの作成について検討しているので今後ともご協力願ひたい。

#### 4. 各地区学長会議の状況報告

会長から、前回総会以降今総会までの間に開催された各地区国立大学学長会議及び懇談会の状況を各地区当番大学長から報告願いたい旨発言があり、それぞれ次のような報告があった。

##### (1) 北海道地区（石井北海道教育大学長）

北海道地区学長会議は、5月23日、24日の両日開催された。

1) 昭和65年度の入試の実施については、特に新テストの導入について各大学の検討状況を含めて意見交換を行った。また、試行テストについては、実施の場合は北海道大学に世話大学をお願いする。

2) 大学情報の公開については、各大学における研究業績年報等の刊行状況の情報及び意見の交換を行った。

##### (2) 東北地区（石田東北大学長）

東北地区学長会議は、1月25日及び6月4日の2回開催された。2回の学長会議の開催において、いずれも入学試験問題について討議された。

##### (3) 関東・甲信越地区（川井一橋大学長）

関東・甲信越地区学長会議は、昨年11月10日及び1月26日の2回開催された。

昨年11月10日は、昭和64年度入試における「併存案」について、意見交換を行った。

また、1月26日には、入試問題連絡会を前にして、各大学が連続又は分離分割のいずれを採るかについての意見交換を行った。

##### (4) 東海・北陸地区（本陣金沢大学長）

東海・北陸地区学長会議は、昨年12月16日に開催された。

昭和64年度入試について意見交換を行った。

##### (5) 近畿地区（西田大阪教育大学長）

近畿地区学長会議は、5月27日に開催された。

大学における学術研究について京都工芸繊維大学福井学長から基調的提言があり活発な議論が行われた。また、5月20日に行われた入試問題連絡会の報告があり、それについての情報交換を行った。

##### (6) 中国・四国地区（俵高知医科大学長）

中国・四国地区学長会議は、4月26日、27日の二日間にわたって開催された。

「文部省さわやか行政サービスの対応について」「各大学の組織・機構の見直しについて」「学生の事故対策について」の三つの項目について状況報告と意見交換を行い、また、「昭和64年度共通第1次学力試験実施の地区割りについて」は、島根大学金築学長より提案があり、試験場への交通機関等を考慮し、島根県鹿足郡の山口県地区への変更について了承した。

##### (7) 九州地区（岡本宮崎医科大学長）

九州地区学長会議は、5月30日、31日の二日間にわたって開催された。

議題の「臨時教育審議会答申に対する大学の対応について」に関して、特に国際交流関係で、留学生の問題、外国語の履修についての対応の方法、また、公開講座に関することについての情報交換を行った。

#### 5. 入試について

初めに、会長から、大学入試センターの有江所長の紹介があり、ついで議事の進め方については、①第2常置委員会委員長報告②「昭和64年度共通第1次学力試験実施要項等（大学入試センター）」③「新テストについて」④「昭和65年度以降の入試について」の順に行いたい旨述べられた。

(1) 第2常置委員会(丸井委員長)

去る2月18日の臨時総会において、入試改革協議会から出された「大学入試改革について」(報告)の検討を、入試改善特別委員会と第2常置委員会の両方に依頼されたが、その骨子については入試改善特別委員会が検討し、細部については第2常置委員会で審議することとしたので、ご了承願いたい。

臨時総会以降の審議内容は、次のとおりである。

1) 昭和64年度共通第1次学力試験実施試験場の地区割変更について

- ① 島根県鹿足郡地区を山口県地区へ
- ② 埼玉県和光市・新座市を東京地区へ
- ③ 神奈川県横浜市鶴見区を東京地区へ

2) 「新テスト」の実施に際し、大都市圏を中心とする実施試験場の地区割の基本方針の再検討について

受験生の増加に伴う試験場地区割について検討の結果、将来的に首都圏・近畿圏を広域化の方向で再検討することとなり、原案作成を大学入試センターに依頼することとした。

3) 昭和64年度第1次学力試験成績請求票の様式について

大学入試センターの実施方法専門委員会で原案が作成され、それを第2常置委員会が了承した。国立大学は「A日程と前期」「B日程と後期」の2枚とした。

4) 昭和64年度第2次試験の実施日程の弾力化について

A日程と前期は2月28日から、B日程は3月5日から、後期は3月16日から行うことを原則とするが、いくつかの大学から試験場等の都合により、多少の日程の弾力化の要望があり、基本に外れない限りこれを認めることとした。

5) 第2次試験の受験票貼付の写真の大きさについて

第2次試験の受験票の写真のサイズが、大学によっては共通第1次学力試験受験の場合と異なりまちまちであるため、それを統一したいので、ご協力願いたい。

6) 釧路公立大学の共通第1次学力試験への参加について

公立大学協会より、昭和64年度から共通第1次学力試験に参加して、成績提供を受けたい旨申し出があったので、これを了承し、主管国立大学を北海道教育大学にお願いした。

7) 私立大学からの共通第1次学力試験に係る成績データの提供申し出について

「新テスト」に関連していくつかの大学から、合格者の共通第1次学力試験の成績データの提供方依頼があったので、入試センターとも協議し、必要な条件を付してこれを認めることとした。

8) 中国引揚者等子女入学特別選抜について

① 既に永住のため日本に在住し、高等学校等に在学している生徒のうち、昭和64年度国立大学入試に受験希望者が増えることが予想されるので、なるべく多くの大学・学部特別選抜を実施することをお願いする。

② 文部省の大学受験資格基準に満たない(中国は省によって11年のところがある)者に対する対応措置については、厚生省からの要望もあり、文部省内の関係部局に検討を依頼していたが、ほぼ対応の見通しが出てきたので、昭和64年度から都道府県の教育委員会の協力を得て受験資格を取得しうるような態勢整備をはかることとした。

(2) 昭和64年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施要項等について

有江大学入試センター所長から次のとおり説明があった。

1) 昭和64年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施要項について

文部省の大学入学者選抜実施要項に基づいて、大学入試センターの所長裁定として定められたものである。内容的には国大協の決定に基づいて作成し、変更箇所は期日、曜日等である。

2) 大学入試センター所掌事務の一部改正について

去る5月25日付けで、国立学校設置法の一部改正が公布された。大学入試センターとしての法的性格は従来どおりであるが、大学入試センターの任務は以下に示すとおりとなった。

①国公立大学を通じたテストについての一括処理業務を行うこと。

②大学入学者選抜方法の改善の調査研究を行う。

③入学志願者の進路選択に資する大学情報の提供を行う。

また、センターの組織としては、「評議員会」は従前どおりで、「運営協議委員会」を「運営委員会」に改め、そのほか新しく評価組織として「評価委員会」を設置することになった。

3) 臨時教育審議会の答申にもとづく試行テストについて

去る2月15日に大学入試改革協議会から報告のあった「大学入試改革について」に基づいて、3月18日に大学入試改革協議会の中の準備協議会が開催され、本年12月にこのテストに関する試行テストを実施することが合意了承された。大学入試センターでは文部省からの依頼によって、新テスト（仮称）調査検討委員会を開催し

て具体的な実施計画を検討し、その取りまとめを6月1日付けで文部省に報告した。

試行テストを行うに当たっては各国立大学の方々に世話大学等としてご協力願いたい。

ついで資料14「臨時教育審議会答申のテストに係る試行テスト実施計画」について田保橋大学入試センター副所長から説明があった。

(3) いわゆる「新テスト」について

初めに会長から、次のように述べられた。

2月15日付けで大学入試改革協議会から「新テスト」に関する報告が出され、国大協及び各大学には直接文部省の局長から検討依頼の文書が送付された。2月18日開催の臨時総会において、国大協としては、この問題を入試改善特別委員会及び第2常置委員会に検討していただくことで了承を得た。その後3月18日に開催された準備協議会では、「新テスト」の出題依頼の件と試行テストの実施が決定された。

入試改善特別委員会（熊谷委員長）

臨時総会以後、4回の委員会を開催し、昭和65年度以降の入試改善について審議を重ねた。審議の対象となった事項は「新テスト」と昭和65年度入試の実施日程である。

このうちいわゆる「新テスト」については、本委員会において検討を行うとともに、全国立大学宛に意見・希望等を照会して、その結果も含めて「新テスト」に関する本委員会の検討結果をまとめた。この検討結果については、6月1日付けで会長宛に報告するとともに、資料15として今回の総会に提出した。また、各大学から寄せられた意見、希望等についても、内容項目ごとに分類し、資料16として今回の総会で配付した。

ついで事務局から、資料15の「検討結果」に



ついて朗読が行われたのち、概ね次のような意見の交換があった。

○ この10年間、国大協は入試について、共通一次、受験機会の複数化、さらに「新テスト」と大きなエネルギーを注ぎ審議してきた。このうち、共通一次は国大協が自発性をもって自主的に決定したものと思うが、複数化については、自主的に決めたものといわれているものの、少なくとも自発的にとりあげたものとは考えにくい。まして「新テスト」は全く国大協の自発的なものではない。共通一次の延長線上のものと理解するという総意をまとめたものの、資料15の「新テスト」に関する検討結果の報告をみると、「テストの水準はこうあるべきである」とか「国立大学が利用するためにはこうでなければならない」ということが掲げられていて、そうならなければ、とても延長線上とはいえないことになるのではないかと大きな危惧を感じる。もし、延長線上でないとすれば、理屈の上からいってこれは国大協が責任を負うべきものではないということになる。

このように、国大協の自発性に依らないものであるにも拘わらず、自主性をもって決めた入試方針であると言わざるを得ないというようなことが今後とも引続き起こるとすれば、国大協にとって大変な問題ではないか、これは一入試の問題ではあるが、これまでの成り行きを考えると、今総会での取扱いは余程慎重にしていなければならぬと思う。

○ 受験機会の複数化については、確かに60年の臨教審第一次答申の中にも盛り込まれているが、記録を調べてみると、国大協の中で高校側の意見や広く社会の声などを考え、複数化

について討議を始めたのは臨教審より時間的にもはるか前のことである。新しいことを始めるときは周囲から色々な意見が飛び交って多少混乱することがあるが、複数化はやはり国大協の内発的なものから出発したものと思う。

一方「新テスト」は、明らかに国大協の中からの声として出てきたものではない。ただ、国立大学にとって入試は重要なことであって、共通一次についてもこれまで改善を重ねてきたし、将来も国大協の意思で改善していくものと理解し、その改善の進路に「新テスト」も位置する可能性があるものと考え、積極的に取り組むこととした。その後「新テスト」については、国公私立大学、高校の関係者、有識者等で審議の結果、結局は共通一次に近いものとなり、国大協が考えていた将来の改善の延長の上に位置したものとなったといえる。従って、種々の経過を経ており、色々な力がそこに働いたかも知れないが、国大協としては自主的に進めてきた改善の道そのものであると理解することができると考えている。ただ、これは内容のことであって、責任体制、実施体制についていえば、いまままでと違ったものになってくると思う。

○ 短期大学における利用について検討を要望しているが、国大協として、短期大学についてのコメントをつけることが必要なのか。短期大学は国立だけでも国短協という組織がある。

○ 検討結果の報告は、入試改善特別委員会自身で種々論議してきた問題点を整理してあると同時に、各国立大学に意見・希望を照会して、その結果を集約して盛り込んだもので、短期大学における利用については、いくつか

の大学から、国立大学に併設されている医療技術短期大学も利用できるようにしてもらいたいという意見があった。

- 「検討結果」の中に「高等学校等の教育に与えてきた歪みを是正する」とあるが、これは具体的に何を意味するのか。また歪を与えてきたのが事実であるとすれば、問題である。
- どのような制度であっても、制度固有の問題点は附随的にあるので、入試制度についても同様で、一つの制度を採用するとそれに伴う問題、例えば難問・奇問の如き歪みが出て

くる。受験産業の影響もあり、制度がもつ問題点も出てくるので、それについて国大協としても従来改善を重ねてきたということである。

概ね以上のような意見の交換があったのち、森会長からこの入試改善特別委員会からの「大学入試改革について」に関する検討結果の報告をご了承いただきたい旨述べられ、異議なく了承された。

以上で第1日目の議事は終了した。

---

## 第82回総会（第2日）

日時 昭和63年6月14日（火） 9:30~11:30  
場所 学士会館（神田）210号室  
出席者 各国立大学長

---

会長から、本日の議事は田中副会長に議長をお願いしたい旨発言があり、田中副会長主宰の下に議事が進められた。

### 1. いわゆる「新テスト」について（継続）

田中副会長から、昨日の午後、「新テスト」について熊谷入試改善特別委員会委員長から検討結果のご報告があり、審議の結果、その報告をご了承願ったが、それに関連して熊谷委員長から同報告（資料15）の一部文言修正について報告がある旨述べられ、続いて熊谷委員長から、昨日、表現上の訂正の指摘があった箇所の文言修正について報告があり、了承された。

ついで、昨日に引続き概ね次のような意見交換があった。

- 資料15の「検討結果」に記載されている要望事項と資料16の各大学の希望・意見との関連をききたい。

また、この「要望事項」については国大協

会長あての報告になっているが、今後国大協としてどのような扱いとなるのか。

- 「要望事項」は入試改善特別委員会として種々論議を重ねた結果と、各大学からいただいたご意見の集約をまとめたものであり、一対一の対応にはなっていない。また、要望事項は内容によってどの機関に出すか決まるが、会長にお考えいただくことであると考えている。
- 新テストに対する要望事項、例えば水準の維持が実現する保証があるか大変気がかりである。
- 「要望」には水準の変更がある場合には、「あらかじめ適切な方法によって、その内容を示すべきである。」こととしており、それを期待しているが、入試改善特別委員会は保証する立場にはない。
- 現在の共通一次は、10年になり定着していると考えるが、「新テスト」をその改善の延

長と考えるならば、共通一次のデメリットを  
アジャストするよう段階別評価方式を検討し  
てほしい。その場合どのような逆転現象が起  
きるか入試センターからお教え願いたい。

- 入試センターとしては色々な角度から今後  
も研究していくが、段階別評価方式は利活用  
のひとつの例示として掲げている。
- 「新テスト」の水準を維持することを主張  
した場合、国立大学のエゴではないかと指摘  
されることが予想されるがその主張について  
大義名分があるか。また、水準が下がった場  
合利活用しないということも考えられるが、  
どうか。
- 水準等を維持する保証がないから不安であ  
るとか、参加をたじろぐという向きもあるよ  
うであるが、恐らく国大協は、「新テスト」  
をどう方向へ導くかについて大きな役割  
を果せるものと思う。従って、積極的に各大  
学の要望を生かせるように努力することが国  
大協としての正しい姿勢ではないかと考えて  
いる。

以上のような意見交換ののち、田中副会長よ  
り、「新テスト」について会長がまとめられたも  
のを会長からご説明いただきたい旨述べられ、  
会長から次のような説明・提案があった。

入試改善特別委員会から報告のあった[「大学  
入試改革について(大学入試改革協議会報告)」  
に関する検討結果]およびその添付資料[「新  
テスト」についての要望事項]については本総  
会でご了承いただいたが、「要望事項」は内容  
によってそれぞれしかるべき場所、しかるべき  
時に実現されるようにしていきたいと考えてい  
る。

また、この「報告」について新たに[「新テス

ト」について]という文書を要約またはまとめ  
的なものとして作成させていただいたが、これ  
についてご了承いただきたい。

以上の提案については了承されたが、これに  
ついておおむね次のような意見交換があった。

- 会長のまとめられたコメントである[「新  
テスト」について]の内容は、結論的に「新  
テスト」を利用するというものようである  
が、61年秋の総会では利用しないことも含め  
ての利活用の自由が了承されたと思う。これ  
との関連はどのように考えたらよいか。
- 昭和61年度の議論からは基本的には変わっ  
ていないと思う。61年には不透明であった  
いわゆる「新テスト」が共通第1次学力試験と  
実質的に変わらないことが分かったので、共通  
第1次学力試験同様に利用するということが  
言えるのではないか。
- 「新テスト」を各大学が利用することを望  
むということが主旨であり、利用しない自由  
は理論的には含まれているが慎重に判断願  
いたいということだと思ふ。

以上のような意見交換ののち田中副会長か  
ら、昭和65年度以降の入試について会長から検  
討の経緯の説明と提案をしていただきたい旨発  
言があり、会長から次のような説明・提案があ  
った。

## 2. 昭和65年度以降の第2次試験について

昭和64年度入試については、連続方式と分離  
分割の併用ということに決めたが、入試改善特  
別委員会において意見を伺ったところ、日程の  
面でもっと余裕をもたないと実があがらない、  
実施は無理であるということであった。しる

し、日程については私立大学と話し合う必要があり、それには時間的にも無理であったので、昭和64年度は日程上の無理を承知の上で実施をお願いすることとなった。

昭和65年度に関しては併用という入試の自由化に向かって1歩進んだ形になっているので、後戻りはできないという判断である。しかしまた、制度を徹底的に変えるということも時間的制約もありできないので、昭和65年度は64年度と同じ分離分割方式と連続方式の併用が現実的なものであろう。

しかし、入試改善特別委員会の答申にあったように、日程の上でもう少し余裕を持ちたいということで入試問題連絡会で相談をし、入試改善特別委員会でお考え願いたいということになった。

以上のような説明があったのち、熊谷入試改善特別委員会委員長から次のような説明があった。

昭和65年度第2次試験については、昭和64年度同様に分離分割方式と連続方式の併用とならざるを得ないことを前提に試験日程の改善について会長提案の検討を依頼された。入試改善特別委員会での日程案を検討した結果、2次試験の試験開始日を昭和64年度より若干繰り上げ、入学手続き締切日を3月27日とした場合、分離分割方式も連続方式もある程度余裕ができ、ほぼ同等の日程が可能となるので、結構である旨会長へ回答した。

つづいて、会長から次のような提案があった。

入試改善特別委員会から以上のようなご報告を受けて、理事会のご了承を得たので、次の提

案をしたい。

(1)昭和65年度入試については分離分割方式と連続方式の併用で実施すること、(2)日程にゆとりをもたせるよう実現を図ること、(3)試験日程については細かく日を決めないで、技術的に可能なかぎり選択の幅を持たせ各大学がゆとりをもって実施出来るようにすること、の3つの原則で昭和65年度の第2次試験を実施することとしたい。

以上のような説明があったのち、田中副会長から、これに関連して意見・質問等があれば伺いたい旨発言があり、次のような質疑応答があった。

- 入試問題連絡会の位置づけ、権限、内容等について伺いたい。
- 入学試験に関することは、第2常置委員会と入試改善特別委員会が担当しご審議いただいてきたが、もう少し小回りがきくように、また、グループ分けについて地域問題も生じてきたこともあって、会長の手助けの連絡機関として各地区代表の構成で発足した。
- 理事会レベルでは追認されているし、手続きは踏んであると理解している。
- 国大協、入試改善特別委員会では、定員一部留保第2次募集についてどのように考えているのか。その実施大学にとっては昭和64年度は日程上非常に苦しい。昭和65年は考慮してほしい。
- 3月27日を入学手続き最終日とすることはまだ決めたわけではない。

以上のような意見交換ののち、田中副会長から、会長から提案された3原則を昭和65年度入試の大綱とすることが諮られ、承認された。

### 3. その他

#### (1) 第83回総会の日時・場所について

田中副会長から、次回の第83回総会は、昭和63年11月16日（水）、17日（木）の両日、なお、17日の午後は文部省幹部との学長懇談会を予定、11月18日（金）は事務連絡会議としたい旨諮られ、了承された。

#### (2) その他

森会長から、閉会の挨拶があり、最後に次回総会までに任期満了により退任予定の次の2名の学長に対して、今日までの国立大学協会への協力に対して謝意が表された。

井出 源四郎学長（千葉大学）

黒木 剛司郎学長（茨城大学）

以上をもって第82回総会を閉会した。

---

## 第49回事務連絡会議

日時 昭和63年6月16日（木） 10:00~14:10  
場所 学士会館（神田）210号室  
出席者 各国立大学事務局長  
（大学入試センター）田保橋副所長  
（事務連絡）伊勢呂大学入試室長

---

平間事務局長司会のもとに開会。

開会にあたり森会長から次のような挨拶があった。

事務連絡会議開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

今回の春の定例総会（第82回）は、13、14日の両日開催され、無事終了した。また昨日は、文部省招集の学長会議が開催され、大学の当面する諸問題については文部省関係官と種々意見交換を行った。その議事内容の詳細については後刻事務局長から報告があると思うが、今総会において討議した問題のうち、目下焦点となっている「入試の問題」に関し若干申し述べたい。

今総会終了直後に行った記者会見の質疑の中に、「国大協が進めている入試改革の方向性がはっきりしない」といった意味の発言があった。

私の考えでは方向性は単純明解で、一言でいえば、出来るだけ自由にする、多様性を持たせることであろうと思う。

国大協として各大学に制約を加えるような約

束事は最少限にとどめて、各大学固有の意思を活かす方途を講ずれば、時間はかかるが恐らく必ず一つの安定に達するものと考えている。

ところで、今総会では、「新テスト」について多くの時間を割いて討議された。「新テスト」についてどう対処するか種々論議のうえ、最後にお手許に配付の〔「新テスト」について〕を会長まとめとして諮り、了承された。

なお、今総会の論議を踏まえて「新テスト」に向けての総括を資料として別途配付するので、参考にしていただきたい。

以上、「新テスト」の問題に関しご報告申しあげたが、共通一次から「新テスト」への移行に関する審議は、このあたりで取り止め、今後は、入試問題以外の重要事項も取り上げて検討していかなければならないと考えている。

事務局長各位には、今後とも大学運営にご尽力賜りたく、よろしくお願い申しあげる。

以上のような挨拶があったのち、事務局次長より配付資料の説明および会議日程の説明があ

った。

ついで平間事務局長より代理出席等について紹介があったのち、次のように今総会の状況報告が行われた。

## I 総会状況報告

### 1. 会務報告

平間事務局長より、別紙資料「第82回総会会務報告」等にもとづき、今総会において会長から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。(詳細は総会議事要録参照)

#### (1) 要望書の提出について

- 1) 「国立大学の授業料の改定について」
- 2) 「大学間国際交流協定に基づく国際交流促進のための予算措置に関する要望書」

#### (2) 外国大学長の招致について

#### (3) 昭和63年度予算に関する文部省との懇談会について

#### (4) 文部大臣との懇談について

#### (5) 自由民主党文教関係国会議員との懇談について

#### (6) 参議院文教委員会における意見陳述について

#### (7) 特別会計制度協議会について

#### (8) 日教組との会談について

### 2. 議事概要

平間事務局長より、総会における議事概要について別紙資料をもとに次のように説明があった。

#### (1) 昭和62年度国立大学協会歳入・歳出決算について(「資料7」)

これについて事務局から説明があったのち、

加納監事から、監査の結果、適正に処理されている旨報告があり、異議なく承認された。

#### (2) 図書館特別委員会の改組について(「資料8」)

去る6月1日開催の理事会において審議のうえ承認された図書館特別委員会の学術情報特別委員会への改組が報告了承された。

#### (3) 各委員会委員長報告と協議について

前回総会以降の各常置委員会および特別委員会の審議状況について各委員長よりそれぞれ報告があった。(詳細は総会議事要録参照)

なお、総会に提案された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」が承認になった。

#### (4) 各地区学長会議の状況報告について

11月総会以後、今総会までの間に開催された各地区の学長会議における審議の様相について、各地区世話大学の学長より報告があった。

#### (5) 入試問題について

第2常置委員会および入試改善特別委員会の担当する入試関係の問題については、「各委員会報告」と別に独立の議題として取扱われ、総会第1日目の午後および第2日目の午前中を通して協議が行われた。

初めに丸井第2常置委員長より、昭和64年度共通第1次学力試験に関する事項(地区割変更、成績請求票の様式、釧路公立大学の共通1次試験への参加、等)、昭和64年度第2次試験実施期日の弾力化、第2次試験受験票貼付写真の規格の統一、中国引揚者等子女の特別選抜について等の説明があった。

関連して、大学入試センターの有江所長および田保橋副所長より、①国立学校設置法の一部改正に伴う今後の大学入試センターの業務について、②「昭和64年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施要項」(「資料13」)、③「臨時教

育審議会答申のテストに係る試行テスト実施計画」(「資料14」)について説明があった。

次に、熊谷入試改善特別委員会委員長より、去る2月開催の臨時総会以降検討がすすめられてきた「新テスト」および「昭和65年度第2次試験の実施日程」についての検討結果が報告され、協議が行われた。

配付資料15〔「大学入試改革について(大学入試改革協議会報告)」に関する検討結果〕は入試改善特別委員会の検討結果のまとめであり、これは去る6月1日付で熊谷委員長名をもって会長へ提出されたものである。

「検討結果」は審議の結果了承され、これを承けて会長より、別途配付の「新テスト」についてを会長の「まとめ」として提案され、これが了承された。

また、昭和65年度第2次試験の実施日程については、入試改善特別委員会の報告をもとに協議が行われたのち、会長より次のようにその大綱が諮られ、異議なくこれが了承された。

昭和65年度第2次試験について、①昭和64年度に引き続いて連続・分離分割併存制を採用する。②試験日程について64年度より若干ゆとりをもたせられるよう実現を図る。③試験日程について各大学の選択の自由度を広げることとする。

以上で第82回総会の全日程を終え、ついで午前12時より会長、両副会長、関係委員長等が出席し記者会見を行った。

以上をもって事務局長からの今総会の状況報告を終わった。

## II 大学入試センター連絡事項

田保橋大学入試センター副所長より、次の事項について説明があった。

① 大学入試センターの業務の拡大について  
5月25日公布された国立学校設置法等の一部改正に伴い、大学入試センターの業務は、従来の共通第1次学力試験の実施業務ならびに大学入学者の選抜方法の改善に関する調査研究業務のほか、新たに大学に関する進学情報等の提供業務が加わり、さらに国・公・私立大学に共通する「新テスト」の実施機関としての業務も加わることになった。これに伴いセンターでは、評議員会及び運営協議員会の組織の改正が行われたほかテストの内容について評価を求め評価委員会が新設された。構成員については新たに公・私立大学及び高校関係者が加わる。

② 大学進学情報等の提供について  
本年10月を期して、NTTの通信回線網を介して大学入試センターと利用者をパソコンシステムで結び、進学情報等の業務を開始する。当面は、国・公立大学の情報のみを提供するが、いずれはその範囲を私立大学にまで拡大を図りたい考えである。なお、この通信回線の利用料は3分間30円であるが、提供する「情報」そのものについては無料としたい。

③ 「昭和64年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施要項」について  
63年度と変った点は、「試験の実施期日」ならびに「出願の受付期間」であって、あとは殆ど変りはない。

④ 「新テスト」の準備状況について  
文部省は、「大学入試改革協議会報告」を踏まえて、「新テスト」実施上必要とする重要事項について協議するため、国・公・私立大学関係者等で構成する「準備協議会」を大学入試改革協議会の中に設け、去る3月18日にその第1回の会議を開催した。その協議の結果、①昭和65年度「新テスト」の試験問題および試行テス

トの問題作成については、入試センターに関する法律が改正される前の段階では、国立大学教官のみで当たらざるを得ない、②「新テスト」の実施を円滑に行うため、本年12月下旬に試行テストを実施する、ことが了承された。

「新テスト」の問題作成については、既に4月から準備に入っており、明年4月からはこれに公・私立大学の教官が新たに参加することになる。

#### ⑤ 試行テストの実施計画について

大学入試改革協議会の準備協議会において、「新テスト」の試行テストを「本年12月下旬に実施する」ことが了承され、これを承けて文部省阿部高等教育局長から入試センターに試行テストの具体的実施について検討方が依頼されたので、入試センターでは「新テスト」（仮称）に関する調査検討委員会でその検討をすすめ、配付の「臨時教育審議会答申のテストに係る試行テスト実施計画」を取りまとめた。

以上のように前置きして、配付資料について詳細な説明があった。

#### ⑥ 昭和64年度大学入学者選抜共通第1次学力試験説明協議会について

本年度も全国7地区で共通第1次学力試験の説明会を行うので、各地区世話大学等におかれてはよろしく願い申し上げる。

### III 文部省連絡事項

伊勢呂大学入試室長より配付資料「大学入試改革について」をもとに次のように説明があった。

「新テスト」の実施時期・日程については、配付資料に記されているようなスケジュールであり、テストの利用について本年7月末までに予告することになっているが、国立大学につい

ては、今総会において「新テスト」を第2次試験と組み合わせて各国立大学の入学者選抜に利用する]ことが合意されたものと了解し、改めて大学個別に報告を求める必要はないものと考えている。

次に、昭和63年度における国(公)立大学の入試改善についての状況であるが、これについては、2段階選抜の緩和等の改善を中心として、①第2次試験への出願を共通第1次学力試験実施後に変更、②出願期間の延長、③志願者数、志願倍率、2段階選抜を実施する場合における第1段階選抜の予定倍率、等のテレホン・サービスの実施、④2段階選抜の実施倍率の緩和、取り止め等が図られた。

次に、昭和64年度以降の入試改革として、本年2月の国大協臨時総会で、昭和64年度第2次試験について、従来のA・B連続方式に加え、前期・後期分離分割方式を併存させる「連続・分離分割併存制」を採用することが決定したが、今総会において、昭和65年度の第2次試験についても64年度に引続いて「併存制」で実施する方針が決定された由伺っている。

文部省では、国立大学の入試改善について、各大学・学部が定員を分割し受験機会複数化の実質的な実現を図るよう、また、第2次試験について創意工夫に努めるとともに、学力試験を課すについては2教科以下とすることを基本方針として入学者選抜の多様化を促進していただきたいと考えているのでよろしく願いたい。

概ね以上のような説明があったほか、昨日開催された「学長会議」(文部省招集)における「新テスト」に関する協議内容について説明があった。

以上をもって本日の会議を終了した。



日時 昭和63年6月14日(火) 13:00~14:40

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 石田委員長

下田, 阿南(代理; 藤田副学長), 林, 関, 花輪,  
河野, 北条, 嶋田, 中井, 武田, 西島, 奥田,  
新野, 沖原, 久保田, 安永, 安藤, 遠藤各委員  
下沢専門委員

## 第1常置委員会

石田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より阿南委員の代理として出席された藤田筑波大学副学長の紹介があった。

〔議事〕

### 1. 評価の問題について

委員長から次のように述べられた。

昨年6月の総会で「大学における教員評価について」を報告し、これについて各大学で検討の上意見を寄せられるようお願いしたところ、95大学のうち13大学から意見が寄せられた。大学全体としてよりも学部別の意見が多かったが、その内容は主として、①学生による評価の問題点、②研究評価の在り方、③管理職に対する評価に関するもの、であった。なお、『会報』の記事に関して一部に誤解が生じたようであるが、報告では「評価」のスタンダードを検討の素材として示し、各大学で大学評価の問題を自主的に検討することを期待したのであって、そこに掲げたとおり「評価」を実施するよう提言したわけではないので、ご了承願いたい。

ついで、各委員の意見の交換があり、米国、ソ連等諸外国の評価事例の紹介とともに、わが国の事情について検討が行われたが、評価の問題についての各大学からの意見は、ひとまず、これで締め括ることとした。

### 2. 今後の検討課題について

委員長から、本委員会が取り上げるべき今後の検討課題についてご意見を伺いたいと述べられ、主として次のような意見交換があった。

- 自然科学系でいえば、金をかければ必ず成果があがる科学技術のプロジェクトとは別に、役に立つかどうか判らないといわれる基礎研究を国立大学の中で育てていく必要があると思う。これは各大学共通の課題と考えられるので、その面での研究体制の整備を「今後の課題」の続編に取り上げてはどうか。
- 同様の意味で、人文社会科学系の活性化についても、取り上げて検討してほしい。
- 学術研究の助成が科学技術の振興にすぐ役立つものに集中するきらいがある。真に我が国における科学の発展を考えるならば、原理的転換をもたらすようないわば陽の当たらない学術研究の助成も行うべきで、技術開発のみでは国際的にも競争力を失い科学の基礎的貢献ができなくなる。
- 大学審議会が活動を開始した。当面、大学院問題や一般教育について審議するときいているが、その審議状況をみて本委員会でも関係の特別委員会と連絡をとりながら検討する必要がでてくるのではないか。

概ね以上の意見交換があったのち、委員長か

ら、自然科学系、人文社会科学系ではかなりの幅があるが、いずれの分野でも、先端技術開発研究から離れた位置にあって、学術的価値の高い研究でありながら研究費に恵まれないものについて調査していくことにしたいと述べられ、各委員に調査について協力依頼があった。

### 3. 専門委員の補充について

委員長からの次のとおり諮られ、承認され

た。

本年1月に退官の遠藤(前東北大学事務局長)専門委員の後任に石田正一郎東北大学事務局長を、同じく1月に配置換えとなった室屋(前神戸大学事務局長)専門委員の後任に野村文昭神戸大学事務局長を、またこの6月に退官の斉藤(前東京大学事務局長)専門委員の後任に滝沢博三東京大学事務局長を、それぞれ委嘱することにしたい。

## 第2 常置委員会

日時 昭和63年5月27日(金) 13:30~16:00  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 丸井委員長

小林, 福士, 菅野, 久佐, 前川, 内海, 津田(代理; 石田新潟大学学生部長), 本陣, 潮木, 出口(代理; 今村奈良女子大学学生部長), 金築, 片山, 浅田, 迎, 早川各委員  
金子, 猪岡各専門委員  
(大学入試センター) 田保橋副所長  
(文部省) 伊勢呂大学入試室長

丸井委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、津田委員の代理として出席された石田新潟大学学生部長および出口委員の代理として出席された今村奈良女子大学学生部長の紹介があった。

### 〔議事〕

#### 1. 釧路公立大学の共通第1次学力試験の参加および同大学への共通第1次学力試験の成績資料の提供について

このことについて委員長より次のように諮られ、了承された。

去る5月16日付文書をもって公立大学協会会長より本協会会長宛に、昭和63年4月開学した釧路公立大学の公立大学協会への加入に伴い、同大学の昭和64年度共通第1次学力試験への参加および共通第1次学力試験の成績資料の提供

方の依頼があった。これについて特にご異議がなければ、お申出を了承する旨先方に回答することとしたい。なお、主管国立大学は釧路分校を有する北海道教育大学にお願いすることとしたい。

#### 2. 私立大学からの共通第1次学力試験に係る成績データの提供依頼について(岐阜女子大学からの申出)

昨5月26日、私立岐阜女子大学長より、「新テスト」への参加の検討資料として、同大学の昭和63年度合格者の共通第1次学力試験の成績データを大学入試センターから提供して貰えるよう取り計らってほしい旨依頼があった。入学者選抜に係る資料の提供については各国立大学間および各国立大学と大学入試センター間において「国立大学入学者選抜に係る資料の交流に

関する申合せ」の基準に基づき措置しているが、国立大学以外の大学については「申合せ」に該当しないので、この扱いについてお諮りしたい。なお、以前にも自治医科大学から同様の申出があり、協議の結果、提供資料の取扱者を限定したうえ了承した経緯がある。

これについて協議の結果、これを了承するとともに提供資料の取り扱いについては岐阜女子大学の入試関係者に限定するよう慎重な配慮を求めることとした。

### 3. 共通第1次学力試験の成績の総得点に関する資料の提供について

このことについて委員長より次のように述べられ、了承された。

各大学の入学者選抜方法等改善のための研究資料として、62年度は、共通第1次学力試験受験者のうち、5教科5科目のすべてを受験した者について、共通第1次学力試験成績の①総得点による得点別受験者数分布資料および②教科・科目別の平均点・標準偏差等に関する資料、を各大学からの請求にもとづき大学入試センターから提供することとしたが、センターでは63年度共通第1次学力試験成績について、前述の①および②の資料提供に応じられる態勢ができていない、ということであるので、いずれ各大学長宛に当該資料の活用方を連絡することにしたい。

なお、提供資料として「科目別の得点別受験者数分布」を加えるよう希望意見があったので、大学入試センターでこれを検討することとした。

### 4. 「新テスト」に係る試行テスト実施計画(案)について

このことについて、田保橋大学入試センター

副所長より次のように説明があった。

前回委員会(4月21日開催)において、大学入試センターの試行テスト専門委員会として取りまとめた試行テスト実施計画(案)についてご説明申しあげたが、その後、これを「新テスト」(仮称)に関する調査検討委員会において検討のうえ、配付のように「臨時教育審議会答申のテストに係る試行テスト実施計画(案)」を作成したので、同案について改めてご説明申しあげたい。なお、今後、これを評議員会に諮ったうえ文部省に提出する予定である。

以上のように前置きして、引続き同副所長から同案について、目的とその実施、実施に当たっての業務分担、対象、出題教科・科目等、出願、実施期日、教科・科目の指定、資料の発表等、成績の請求及び提供、試行テストの実施日程、等について説明があったのち、若干質疑応答があった。

### 5. 高等学校教員等に対する昭和64年度第2次試験の実施要領等に関する説明会の開催について

このことについて委員長より次のように述べられた。

毎年、大学入試センターが主催して全国を7地区に分けて高等学校関係者を対象に入学者選抜共通第1次学力試験説明協議会が開催されており、本年度も配付のとおり、7月22日から8月5日にかけて実施されることになっている。そこで、入試センターのご了解を得て、従前どおりこの機会に64年度第2次試験の実施要領等について説明を行うこととしたい。

これがご了承いただければ、説明会は昨年度と同様の要領で、当該地区大学の委員にご出席いただきご挨拶をお願いするとともに、具体的

内容の説明を各地区協力大学の入試課長もしくは入学主幹に依頼することとしたい。

以上の委員長からの提案を了承し、それぞれの地区について次の委員が出席することとした。

北海道地区小林委員（室蘭工業大学長）  
（代理；藤井小樽商科大学長）

東北地区久佐委員（山形大学長）  
関東・甲信越地区前川委員（群馬大学長）  
東海・北陸地区潮木委員（名古屋大学教授）  
近畿地区出口委員（奈良女子大学長）  
中国・四国地区金築委員（島根大学長）  
九州地区迎委員（九州工業大学長）

#### 6. 公立大学の昭和64年度第2次試験実施日程グループ分けについて

これについて委員長より、配付資料「昭和64年度公(私)立大学第2次試験日程グループ表」（昭和63年5月20日公立大学協会まとめ）をもとに報告があった。

#### 7. 中国引揚者等子女特別選抜について

このことについて委員長より概ね次のように報告があった。

予て中国引揚者等子女に対する特別選抜の実施方を各大学に要望してきたが、現に高等学校に在籍している子女が相当数に達し国立大学への入学希望者も漸次ふえつつあるので、今後より多くの大学・学部で特別選抜を実施してその受入れを図っていただけるよう、来る6月総会において各大学に改めてご依頼をすることとしたい。

なお、懸案の大学受験資格に満たない者（中国は省によって中等教育課程までの修業年数が11年間のところがあり、学校教育法施行規則第

69条第1号に定めた「外国において学校教育における12年の課程を修了した者」に該当しない）に対する対応措置について、文部・厚生両省で検討協議がすすめられた結果、次のような措置を講ずる方向に進んでいるので、併せてこのことを総会にご報告し各大学のご理解を得ることにしたい。

(1) 厚生省が所管する既存の「中国帰国孤児定着促進センター」（全国6カ所）および新たに設置する「中国帰国者自立研修センター」（全国15カ所）を東京外国語大学附属日本語学校と同様の準備教育施設として文部大臣が指定し、前者における4カ月間の教育に加えて、後者において8カ月間日本語および社会、理科、数学等教科の学習を行い（各都道府県教育委員会等の協力を得てセンターに非常勤講師を派遣して授業を行う）、この両者における通算12カ月の教育期間を加算することによって大学受験資格を付与する。

(2) 前記「自立研修センター」所在地域以外については、各都道府県教育委員会および各高等学校の協力を得て、公立高等学校校定時制の第4年次への編入を認め、ここで1年間の教育課程を修了した者について大学受験資格を付与する。

#### 8. 昭和64年度大学入学者選抜実施要項について

伊勢呂文部省大学入試室長より、昭和64年度大学入学者選抜実施要項について、配付資料をもとに昭和63年度との主な改正点（能力・適性等の多面的な判定を要請、選抜方法について学力以外の評価要素として「面接」および「小論文」を明示、選抜方法の一形態として「帰国子女（中国引揚者等子女を含む）特別選抜」および

び「社会人特別選抜」を明確化，取得資格への評価を明示，共通第1次学力試験および第2次の学力検査等の日程の変更ならびに分離・分割方式の導入に伴う措置，等）等について説明があった。

### 9. 入試改善特別委員会および入試問題連絡会の審議経過について

このことについて委員長より概ね次のように報告があった。

入試改善特別委員会では，2月の臨時総会においてその検討方が依頼された「新テスト」について，その後全国立大学宛に「大学入試改革協議会報告」に対する意見・希望等を照会し，その寄せられた意見・希望等を踏まえて「新テスト」に関する見解の取りまとめについて検討が重ねられた結果，『「新テスト」が共通第1次学力試験の改善の延長上にあるものと理解し，」各国立大学がこれを利活用することを望む旨同委員会としての「見解」案を取りまとめるとともにその別添資料として「新テスト」について

の「要望事項」を作成した。

去る5月20日開催の入試問題連絡会において，入試改善特別委員会が取りまとめた「新テスト」に関する「見解案」および「要望事項」について検討が行われた結果，一部字句修正の希望意見があったので，この「見解」案を同委員会で再検討のうえ会長宛の報告書とし，来る6月1日開催の理事会及び総会に提出することになった。

なお，昭和65年度第2次試験の実施日程についても並行して入試改善特別委員会および入試問題連絡会で検討が行われているが，この件については，①現実の状況からみて，昭和65年度入試も昭和64年度と同様に「連続・分離分割併存方式」で行う。②その場合でも各大学の実施日程については自由度を増すことにする。③実施日程全体に余裕をもたせるため試験の開始日を若干繰り上げることにについて検討する，という方針のもとに，今後検討をすすめてゆくこととしてはいかがかということになった。

以上をもって本日の会議を終了した。

---

## 第3 常置委員会

日時 昭和63年5月13日（金） 14:00~16:00  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 山田委員長

藤井，高橋，藤川（代理：山本図書館情報大学教授）加納，太田，辰野，本多，福井，榎本各委員  
小路，柳沢，小林各専門委員  
（文部省）平川学生課長他

山田委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち，委員長から，学長更迭によって新たに委員に就任された太田時男横浜国立大学長および杉浦啓一佐賀医科大学長（欠席）および藤川委員の代理として出席の山本図書館情報大学教授，ならびにオブザーバーとして出席の平川文部省学生課長等の紹介があり，議事に

入った。

〔議事〕

### 1. 昭和63年度就職協定について

委員長から，配付資料「就職協定協議会」，「大学側の昭和63年度就職協定期日の作成経緯について」に基づいて，昭和63年度就職協定に

ついて概ね次のように述べられた。

#### (1) 就職協定協議会の設置について

従来、就職協定問題については、大学側と企業側がそれぞれ別個の組織で検討してきたが、昨秋、日経連から、大学側と企業側が同一の席上で話し合い組織（就職協定協議会）の設置構想について提案があったので、昨年10月29日の就職問題懇談会でこの提案を審議し、同懇談会の下に設置した昭和63年度就職協定検討委員会にその具体的検討を依頼した。

昭和63年度就職協定検討委員会では、2回にわたって日経連側と懇談し、就職協定協議会設置構想について意見の交換を行い、一応の意見一致をみるにいった。

その後、昨年12月18日就職問題懇談会座長である山田委員長宛に企業側の大卒等採用問題懇談会諸井座長から就職協定協議会の設置について、正式に要請文が届いた。

この時点で本委員会を開催すべきであったが、時間的余裕がなかったので、本年1月4日付の文書で各委員の意向を伺い委員会開催に替えさせていただいた次第である。その結果は、設置には異議はなかったが、1件だけ就職協定期日の遵守について具体的方策の確立が必要であるとのコメントがあった。

以上のことを踏まえ、本年1月13日開催した就職問題懇談会において、就職協定協議会の設置を国大協としても了承した。

#### (2) 昭和63年度就職協定期日について

昭和63年度の就職協定期日については、昨年10月29日開催の就職問題懇談会において、その下に設置した昭和63年度就職協定検討委員会に検討を依頼した。

一方、企業側は本年1月20日、新しく発足した就職協定協議会の特別委員会において昭和63

年度就職協定期日の提案を行った。

その期日案を大学側の各団体が持ち帰って検討し、その結果を本年2月2日の昭和63年度就職協定検討委員会に持ち寄り審議した結果、期日は昨年と同一とする。ただし、企業説明会の実施方法については今後引き続いて検討する、という条件を付して合意することとなった。

その後、本年2月5日の第2回就職協定協議会特別委員会では、大学側の期日案が了承され、つづいて本年2月24日開催の就職問題懇談会において、この期日（案）を了承した。

このことを承けて、本年2月26日、最初の就職協定協議会世話人会（総会に相当する組織）を開催し、昭和63年度就職協定期日は昨年度と同一とすることを就職協定協議会として正式に決定した。なお、「企業説明会の実施方法は引き続き検討する」との付帯条件については、昭和63年度就職協定検討委員会と、就職協定協議会特別委員会に検討を一任することとした。

ついで小林専門委員から、①配付資料「就職協定協議会」に基づいて、同協議会の設立の目的、構成、運営、代表者、世話人会、特別委員会、就職協定遵守懇談会、事務局等について、②昭和63年度の就職協定について、配付資料「昭和63年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職協定期日等について」（文部省 高等教育局長通知）に基づいて、就職協定期日及び求人求職事務日程並びに企業説明会の実施方法に関して、③昭和63年度から新たに実施する業界研究会について、配付資料「業界研究会の実施方法について」に基づき、設立の経緯、実施期日（63.5.1～63.6.30）、講師派遣の要請方法等の説明があった。

またついで、平川学生課長から、就職協定の今後の課題として、官公庁、マスコミ関係の間

題、理工系学生の求職・求人問題等があること、去る5月10日の就職協定協議会特別委員会には労働省と総理府（人事課）からオブザーバーとして出席者があったこと、昭和63年度の就職協定期日は、高校、短大、高専、それに各大学団体の意見を調整した上企業側と協議して決定されたものであること等が述べられた。

以上の報告・説明ののち、概ね次のような意見の交換があった。

- 就職協定の遵守は大学院学生にも該当するとのことであるが、理工系大学院学生への企業の働きかけが一段と激しくなっている傾向があり、極端な例では4月頃から働きかけがあるとの風説もある。
- 少数の特定大学からの採用よりも、多数の大学からいろいろな学生を採用した方が企業にとって活性化に資する場合が多く、多様な大学に求人している企業もある。
- 就職協定協議会特別委員会の最大の関心の一つは、8月20日から9月4日までの期間中

に企業が自社就職の目的で学生を拘束する行為の予防・防止をいかに実施するかである。

- 就職協定協議会に加盟している企業側諸団体に就職協定遵守の思想が周知徹底されているのかどうか疑問に感ずる。

以上のような審議の結果、就職協定協議会の設置、昭和63年度就職協定期日の設定、昭和63年度の企業主催による説明会および6月以前に限った業界研究会の実施についてを了承し、委員長から本日の審議結果を理事会（6月1日）と総会（6月13日）に報告する旨述べられた。

## 2. その他

委員長から次のように述べられ、了承された。小路専門委員から保健管理センターに関するアンケートについて、本委員会の議題としてとりあげるよう提案があったが、内容を詰めたうえ、今後審議にのせることにしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

---

## 第4常置委員会

日時 昭和63年5月18日（水）13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 黒木委員長

南部、喜多、野村、小出、大谷、前田、上寺、

高木、今堀、楠田、岡本各委員

小島、熊沢、中条、日下各専門委員

（文部省）磯野人事課給与班主査

黒木委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、学長更迭によって新たに委員に就任された前田文郎神戸商船大学長及び今堀宏三鳴門教育大学長並びに本日出席の磯野文部省人事課給与班主査の紹介があり、議事に入った。

〔議事〕

### 1. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書（案）について

委員長から、本日配付した要望書（案）は、小委員会で作成したもので大筋においては昨年のもとは変わっていないが検討願いたい旨述べ

られたのち、各項目にわたり説明があり、審議の結果これを承認した。

ついで委員長から、この要望書の提出を来る6月1日の理事会に提案し、6月13日の総会に諮ることにした旨述べられ、了承された。

## 2. 人事院勧告の取り扱いに関する要望書の提出について

このことについて、委員長から次のように提案があった。

本日配付の資料は昨年関係省庁に提出した要望書であるが、これについては、昨年6月の総会において、要望書文案の起草及び提出時期を会長と第4常置委員長に一任され、その後、人事院勧告の動向をみて処理した経緯がある。今年も、現時点では人事院勧告の内容が明らかでないので、昨年と同様の取り扱いにするよう理事会及び総会に諮りたい。

以上の提案は了承された。

## 3. 「再び技術職員問題について」に対する各大学の回答のまとめと提言について

初めに、委員長から概ね次のように述べられた。

昨年11月の国大協総会に「再び技術職員問題について」を報告したが、その趣旨は、教室系技術職員を現行の給与体系の中で教育研究組織に対応して組織化しつつ、職務（職種）を特定することを進め、その上で将来専門行政職への移行をはかるというものであった。

このことについて、昨年12月、各国立大学の意向を伺ったところ、95大学中83大学から回答があり、これを小委員会で集計・整理してまとめたものが本日配付の「教室系技術職員の組織化について（照会）」に対する各大学の回答のま

まとめと提言」（案）（以下「まとめと提言」という。）である。

この「まとめと提言」は、1. はじめに、2. 「照会」に対する回答の集計結果、3. 組織化のモデル（大学の規模別）、4. 研修・資格認定等の諸施策の提言、で構成されている。

これを来る6月の総会に提出したいので、ご審議願いたい。

なお、教室系技術職員を組織化することが直ちに専門行政職への移行に繋がるものではなく、移行のためには、組織化とともに大学卒・公務員採用試験2種と同等の能力を必要とするとの人事院の基本方針があるので、これをクリアーするためにも、また技術職員の活性化のためにも、研修・資格認定制度を具体化する必要がある。これは、第4常置委員会の所掌枠を越える問題であるので、第1常置委員会とも緊密な連携をとりつつ具体策を検討する必要があると考えている。

以上、委員長の説明につづいて、各専門委員から、「まとめと提言」の各項目について詳細な説明があったのち、審議に入り、①組織と部下数のあり方、②ライン制とスタッフ制の捉え方、③職名の問題、④他省庁の組織との比較、⑤国立大学共同利用機関（研究所）との関係、等について意見が交換され、文言等に一部修正意見があった。

ついで、委員長から、総会までに本委員会を開催する日程的余裕がないので、本日の論議の要点を踏まえて小委員会で一部修正することをお認めいただき、それを総会に提出したい旨諮り、これが了承された。

## 4. 人事について

(1) 森嶋専門委員（長岡技術科学大学事務局長）



は、本年4月1日付で金沢大学事務局長に配置換えされ、これに伴い大学院問題特別委員会の専門委員に就任したので、当委員会の専門委員を辞任したい旨申出があり、これが了承された。

(2) 黒木委員長（茨城大学長）は、本年8月31

日をもって学長任期満了により退官するので、9月1日以降の次期委員長を選出することが諮られ、協議の結果、野村委員（東京水産大学長）が選出された。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第5常置委員会

日時 昭和63年5月16日（月）13:30~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 長委員長

鈴木、渡部、藤本、角田、佐藤、菅野、山崎、太田、森、馬場（代理：難波）、山田、藤永、栗屋、木村、糸賀、野沢、東江各委員  
（文部省）三村留学生課長、大橋国際教育文化課課長補佐、鈴木国際教育文化課専門職員

長委員長主宰の下に開会。

協議に先立ち委員長より、新しく委員に就任された角田稔電気通信大学長及び山崎高鷹富山医科薬科大学長並びに馬場委員の代理として出席の難波大阪大学教授、さらにオブザーバーとして出席の文部省三村留学生課長他の紹介があった。

〔議事〕

### 1. 昭和63年度外国大学長招致について

標記の件に関し、委員長より概ね次のような報告及び提案があった。

前回（昭和63.4.8）委員会において、本年度外国大学長招致国の第1候補を東欧諸国とし、チェコ、ポーランド等東欧諸国からの大学長招致について文部省を通じて打診し、それが困難であれば北欧のスウェーデンから大学長を招致することに決定した。

その後、文部省からの連絡によると、東欧諸国は大学団体の組織がなく、大学長招致の場合、直接、先方政府が交渉相手となり、自由主

義圏の場合と違った基準での大学長の推薦の問題や、また最近では東欧諸国の理工系を専門とする学者の研究所・企業等への見学視察をココム問題との関連もあり受け入れ側が躊躇するという例もあるとのことで、以上のような事情を勘案すると、本年度はスウェーデンから大学長を招致したらどうかと考えるのがいかがであろうか。

この件に関し、概ね次のような意見交換があった。

- スウェーデンは学術水準も高く優秀な学者が多いので賛成である。
- 今回はチェコを第1候補として順次東欧諸国の大学長招致をはかることにしたが、只今の説明によると、ココム問題がある限りしばらく困難であるということであろうか。なお、東欧諸国は大学団体の組織がないので、政府の意志による代表が推薦される可能性があり問題である旨の説明があったが、これは必ずしも説得力があるとは思えない。社会主

義国でも国家の意志を優先し、学識よりも主義に忠実であるか否かを基準に大学長を推薦する等、良識のないことを行うとは考えられない。

- 勿論我々としてはこれらの理由が絶対的な障害とは考えていない。最近の活発な国際交流を見ても、今後更に東欧諸国との交流促進が図られることが望ましいと思うので、国際的状况をも勘案しつつ、実現に向け継続的に努力したと考えるが、今回は実現可能な方を選択するというご理解いただきたい。

概ね以上のような意見交換があった後、委員長の提案どおり昭和63年度外国大学長招致国をスウェーデンとすることに決定した。

## 2. 留学生問題について

標記の件に関し、三村留学生課長から、初めに留学生の定義（日本の高等教育機関、具体的には4-1-6のビザで入国し、大学、短期大学、高等専門学校3年以上または専修学校専門課程に1年以上在籍して勉学する者）の説明があり、引き続き配付資料「外国人留学生受入れの現状」、「留学生に対する施策の現状」等に基づき留学生の受入れ及びその施策の状況について詳細な説明があった。

（その主要説明事項は「外国人留学生受入れの現状」に関しては、①留学生数の推移、②出身地域別留学生数、③出身国別留学生数、④在学段階別留学生数、⑤専攻分野別留学生数、⑥地域別留学生数、また「留学生に対する施策の現状」に関しては、①留学希望者への積極的対応、②入国・在留手続きの合理化、③日本語教育の充実、④大学等の教育・指導体制の整備、⑤宿舍の安定的確保、⑥安定した勉学生活の確

保、⑦地域における留学生受入れの拡大、⑧国民の理解と協力、⑨留学後のアフターケア、である。）

つづいて委員長より、大学における留学生受入れ状況の一例として、東京外国語大学の留学生の状況について、資料に基づいて説明があった。

以上の説明に関して概ね次のような意見交換があった。

- 最近、働きながら学ぶ留学生、また卒業後も日本に留まる者が増加していると聞くが、特に前者の場合、留学生に対する援助の問題と関連し今後大きな検討課題となるのではなからうか。

- 本来の目的は出稼ぎで、その隠れ蓑として日本語学校に入学するということが行われているようであるが、国立大学の留学生についてもこのようなケースが皆無とは断言できない。文部省としても、今後留学生の受入れに際し、その審査をもう少し厳格に行う必要があると考えている。また後者に関しては、最近の我が国の経済的発展、国際的地位の高まり等に伴い、留学生も日本を一つの国際的労働市場と捉え、本国に帰り就業するよりも、日本に残った方が経済的にも、また自分の勉学の成果を発揮する機会に恵まれると考え、種々の滞日方策を講じていると考えられる。これは新しい現象で、従来の伝統的な留学生概念、即ち留学生は卒業後勉学の成果を持ち帰り自国の発展に貢献し、かつ留学先との国際交流の架け橋となる等の伝統的留学生概念自体が変質しつつあると感じており、この点、留学生、特に私費留学生に対する援助の問題とも深く関わって私共の検討課題の一つ

であると受け止めている。

- 先般、カリフォルニア大学長が来学した。その懇談会の席上、アメリカでは留学生の中で優秀な者、特に工学系を専攻した者を基礎研究のアシスタントとして残すことにより、アメリカの経済的・学問的發展等に大きく寄与させているが、日本からの留学生の多くは卒業後帰国してしまうので、その意味では日本人留学生を受け入れてもアメリカにとって余りプラスにならない、との話があった。このように欧米では優秀な留学生を残すよう積極的に努力しているようである。

かつては日本でもアメリカへの頭脳流出が問題になった時期もあったが、我が國の發展に伴い今後は逆に東南アジアから日本への頭脳流出なり、経済的效果を求めての流出等が増加すると考えられる。将来的には日本も欧米と同様、積極的に優秀な留学生を残すことが必要なのではなからうか。

- 国費留学生は奨学金等が整備され生活面での心配はないが、私費留学生の取扱いは重要な検討課題である。今後益々私費留学生が増加することが見込まれるが、彼等に対する民間グラント等の不十分な現在、政府として一定の基準を設けてこれら私費留学生に対する援助施策を実施しつつ、民間グラントの育成を期すことが必要なのではなからうか。
- 在外公館推薦による国費留学生でも、またマレーシア等政府派遣留学生でも、かなり学力の低い者がいる。日本人の場合、成績の悪い学生は留年措置をとるが、例えばマレーシア政府派遣留学生の場合、留年となると政府の奨学金が打ち切られるなど種々配慮すべき事柄もあり、実際に留年措置を講ずるのは困難である。このような事情があるので、彼等

の留学に当たり、日本人と同様な試験が実施できないものであろうか。

- 試験を課すとなると、まず第一に共通第1次学力試験が考えられるが、これは日本語を母国語とする者を対象とする試験で、どんなに優秀な留学希望者でも、これに合格するのは極めて困難と考える。現在、私費留学生の大学受入れに際しては、私費留学生統一試験及び各大学で実施する面接等により、大学の自主的判断の下に受け入れている。なお、マレーシア政府派遣留学生というのは、高等学校卒業後、マラヤ大学で日本人の高等学校教諭による2年間の日本語及び基礎科目の教育の修了者を対象に、現地で実施している留学試験に合格した者である。
- 昨年、マレーシア国より大学長を招致した。その際の懇談会で留学期間内での学業修得が困難な者について、その教育的配慮の下、日本より延長方の要請があれば、政府と折衝したい旨の発言があった。なお、マレーシアではその人口構成比（マレイ系50%、中国系40%、インド系10%）に応じ、三民族平等に高等教育を与えるという教育政策を実施中で、そのためマラヤ大学での日本語予備教育も高等教育への進学率の低いマレイ系で占められており、従ってまた日本への政府派遣留学生も比較的学力の低いマレイ系の留学生が多数来日しているという政治的・文化的な背景もあるとのことである。
- ただいま指摘の通り、彼等の学力は全体的に見て低いが、發展途上國の留学生を受け入れる場合、先方の事情を理解のうえ対応することが必要である。私の大学もマレーシア留学生を受け入れているが、特に大学院生の場合、日本語予備教育を受けており日常会話に

は支障がないが、読み書きが不十分なので、卒業時までには日本語で簡単な日記がつけられる程度までにしたいと考え、現在ボランティアによって夜間、留学生会館において週2回の補習授業（大学院の自由科目の単位として取り扱う）を実施する等、留学生に対する教育指導面での学内体制の充実を図るよう努力している。

- 日本語教育の教員育成及びその資格認定の現状をお伺いしたい。
- 現在、公的な資格認定試験はない。しかし本年1月に（財）日本国際教育協会主催の第1回「日本語教員検定試験」が実施（受験者約5,000名、うち合格者約1,000名）された他、国語研究所に高水準の日本語教育コース（定員枠は小さい）等があり、これらは日本語教育教員の能力を判断するための一つの基準となりうるものとする。これらの事業を積み重ねることによって、徐々に日本語教育教員の能力向上を目指してゆきたいと考えている。
- 小規模大学では、最近の留学生増加に伴い、教官・事務官の留学生関係会合出席等への旅費捻出の困難、担当事務官の事務量の増

加、また将来的には外国との通信経験の必要性等、現場では種々の問題に直面している。冒頭で留学生関係経費の大幅増の説明があったが、以上のような大学の事情も勘案のうえ留学生個々に対するもののほか、大学側に対しても予算配分に際し一層のご配慮をお願いしたい。

- ご承知の通り、留学生会館の増設とか職員の定員増等、留学生の受入れ体制の整備充実の施策を行っている。なお、留学生指導経費として各大学には国費・私費を問わず、留学生受入れ数に応じ、学生当積算校費の他、留学生の実地見学旅費、指導教官旅費、チューター謝金等が特別会計で措置されている。

概ね以上のような意見交換の後、委員長より次のように述べられ本日の協議を終了した。

本日は文部省より留学生受入れの現状及びそれに関する施策の状況を説明願ひ、協議を行ったが、行政サイドの配慮は十分評価するものの、大学の現場ではなお、種々の問題点があると考えてるので、専門委員等とも相談し、問題点を絞り込み更に協議をすすめてゆきたいと考える。

日時 昭和63年5月27日(金) 10:00~12:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 関委員長

## 教員養成制度特別委員会

山田, 竹内, 椎名, 丸井, 潮木, 武田, 森(代理;  
関口滋賀大学教育学部長), 小林, 金築, 今堀,  
金谷, 志賀, 岡本各委員  
山田(昇) 専門委員

関委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、委員の補充について次のとおり語り、承認後、新委員の紹介があった。

(前任)

坂上愛媛大学長

前田鳴門教育大学長(前)今堀鳴門教育大学長  
後藤鳥取大学教授

ついで、森委員(滋賀大学長)の代理として出席された関口茂久滋賀大学教育学部長の紹介があった。

〔議事〕

### 1. 総会への報告事項について

委員長より、前回の委員会で「教養審の中間報告」に対する問題についての対応は一応終了したが、来る6月開催の国大協定例総会に、前総会以降本委員会における活動状況の報告を求められているので、他の検討課題とあわせ、その報告概要を別紙のようにまとめてみた旨が述べられ、ついでその内容について、昭和62年12月2日教養審会長宛に提出した主な意見として、教員の養成・免許制度の改善(①教員の構成・教員免許状②免許基準の改善等③教員の養成・免許制度の弾力化④社会人の活用)及び教員の研修の改善(①初任者研修制度の創設②現職研修の体系的整備)並びに今後の検討課題として、教員養成教育の内容、複数免許状、教職

課程センターの設置、センターが設置された場合の教育学部の役割、初任者研修関係等の説明があり、一部字句修正の上報告事項が了承された。

### 2. 今後の検討内容について

委員長より、教員養成については数多くの問題点を抱えているので、自由なご意見を伺い、検討課題を整理したい旨が述べられたのち、次のような意見交換があった。

- 初任者研修の試行が実施されているが、その結果の評価の情報は入るものなのか。
- 試行の結果については、いずれ教育職員養成審議会へ報告されるものと思う。今まで聴いたところでは、マンツーマン方式は効果があるということであるが、指導者は退職直後の校長の例だけで、それ以外の多様な指導者例の報告はきいてない。
- 各県からどのような報告が文部省に入っているのか判らないが、九州地区の協力会議等で聞いたところでは、指導教員に依って、かなりの違いがある。同じ現場の中から指導教員を選び研修を行うと、学校全体の協力体制が得られ、外から指導者を迎えるよりもよいと評価されている。また、マンツーマン方式の場合は、校内の協力体制が得にくいという一部の意見もある。いずれにしても試行の結果については各県の実態を集約した正確な報

告が得られるようお願いしたい。

- 教員の資質向上の問題に対して、教大協と国大協で対応は違ってないか。
- 一般大学の多い国大協と、教育系大学のみ  
の教大協では、着眼点や発想の相違はあるに  
しても、対応の方向は大体同じで、齟齬はき  
たしていないと思う。
- 教員養成大学における計画養成と、一般大  
学におけるオープンシステムによる養成の両  
方の特色を生かすよう、養成段階の違いに対  
応した施策を考えて貰う必要がある。
- 国際的に教員養成の重要性が指摘されてい  
る現在、文部省でも教員養成の充実を図る体  
制を整えてほしい。
- 初任者研修の方法として、たとえば英国の  
試補制度などを参考として研修の成果が挙が  
るよう積極的に検討してほしい。
- 教育実習については、協力校の確保や実習  
経費の負担等の問題が多い上に、2週間程度  
の実習では効果がそれほど期待できない。初  
任者研修がこれに肩代りすることはできない  
か、という声の一部にある。
- 教育実習は、卒業前に最終的に教育実践力  
をつけるための学科目であり、教員採用後の  
初任者研修制度がこれに代ることができる  
とは考えられない。
- 教育実習参加者の中には、教員採用試験を  
受ける意志がない者もあり、十分な指導はむ  
つかしい場合がある。開放制の下で教員志望  
の意志を持つ者だけを対象にきめ細い実習指  
導を行う方策はないものか。
- 教養審の答申の中でも教職課程センターの

設置の必要が提言されているが、実際に概算  
要求にのせるには、種々困難がある。この設  
置を推進する方策を検討する必要がある。

- 教職課程、教育実習の実態とその改善充実  
策について、10年程前に全国的な調査を行  
い、昭和55年に報告を出したが、その後の10  
年間に、量的、質的な面で大きな変化が生じ  
ている。初任者研修制度が法制化された現時  
点で、大学における養成教育をもう一度総合  
的に見直す必要があるのではないか、その中  
の重点課題としては、免許制度の検討の継続  
とともに、教科専門や教育実習の内容の具体  
的再検討、並びにきびしい状況の中で条件整  
備の要求を一層強めていくこと、等が考えら  
れよう。

概ね以上のような意見交換があったのち、委  
員長より次のような提案があり、了承された。

多くのご意見を伺ったが、これまで、昭和55  
年及び59年に教員養成の問題について報告書が  
出されているので、その後の情勢の変化を踏ま  
えて今後の課題を小委員会で検討し、問題点を  
絞ってその原案を作成して本委員会に諮ること  
にしたい。

### 3. 小委員会委員の補充について

委員長より、今回新たに委員となられた金谷  
茂教授（愛媛大学）及び滋賀大学長の代理とし  
て出席された関口茂久滋賀大学教育学部長（学  
長の了承を得た上）を新たに小委員として補充  
したいとの提案があり、これを了承した。

以上をもって、本日の議事を終了した。

## 図書館特別委員会

日時 昭和63年5月17日(火) 15:00~16:40  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 小林委員長  
安藤委員  
倉橋専門委員  
(文部省)西尾学術情報課長

小林委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より新たに就任された倉橋専門委員(東京大学附属図書館事務部長)並びに文部省の西尾学術情報課長の紹介があった。

〔議事〕

### 1. 今後の委員会のあり方について

初めに委員長より概ね次のように述べられた。

昨年秋の本委員会において、学術情報システムの整備充実が今後の大きな課題となることが確認され、本委員会としては、大学における学術情報システムのあり方について引き続き検討していくことが了承された。

学術情報システムについては、学術情報センターを中心とした、通称「学情VAN」と称する全国幹線ネットワークが出来たが、このシステムを如何に活用していくか、データベースをどのように構築していくか、日本の学術情報ネットワークと外国のネットワークとの接続をどうするか等、問題が数多くあると考えられるので、本日出席された西尾学術情報課長から、その後の整備状況を伺った上、学術情報に関して本委員会としてどのように対応して行くのがよいか、本委員会の名称変更又は委員の補充等をも含め、忌憚のないご意見を伺いたい。

ついで、西尾学術情報課長より資料に基づい

て概ね次のとおり説明があった。

(1) 学術情報システムの整備に関する当面の課題について(審議まとめ)

これは、学術審議会学術情報資料分科会学術情報部会で、1年半にわたり検討し纏めたものである。大学等における学術情報の量的増大が急速に進んでいる中で、研究者が必要とする学術情報を迅速、かつ的確に提供するとともに研究成果等を国内外に普及するためには、全国的な学術情報流通体制を早急に整備することが、緊急課題となっている。そのような認識のもとに、学術情報システムの整備上、現段階として次の施策が必要であると提言されている(以下各事項について説明)。

- 1) 学術情報ネットワークの整備
- 2) キャンパス情報ネットワーク構築の推進
- 3) 大型計算機センター、総合情報センター、情報処理センター等の機能の充実
- 4) 大学の情報資料センターとしての図書館の役割の強化
- 5) データベース形成の促進
- 6) 学術情報サービスに携わる人材の養成  
・確保及びユーザーに対する教育・普及

(2) 「学術情報システムの概要」について  
全国的・総合的な学術情報の収集、提供等のシステムを判って頂くために、文部省学術国際局で編集、作成された冊子であり、次の項目から成っている(以下各項目について説明)。

- 1) 学術情報システムの整備の歩み
- 2) 学術情報システムの仕組み
- 3) 学術情報ネットワークの形成
- 4) 国立大学における情報処理関係センターの整備状況
- 5) 学術情報センターと大学図書館との接続状況
- 6) 国立大学図書館へのコンピュータシステムの導入状況
- 7) 外国雑誌センターの整備状況
- 8) 国立大学における文献資料センター・データ資料センター等
- 9) 学術情報センター及び国立大学大型計算機センターで運用しているデータベース
- 10) 国立学校特別会計及び科学研究費補助金で作成しているデータベース
- 11) キャンパス情報ネットワーク（学内LAN）
- 12) 学術情報センターの電子メールシステム・サービス
- 13) 学術情報システム関係の予算

以上の説明について、今後における本委員会のあり方の問題を含め、大要次のような意見交換があった。

- 本委員会の役割りは、従来、図書館に関する諸問題を審議することにあつた。従って、全般的な学術情報の処理に関する問題は取扱ってきていないが、他の常置委員会等でこの問題を取り上げられたことはあるだろうか。
- 他の常置委員会でも検討されたことはないと思う。この問題を取り上げるならば、関連する本委員会で検討することになる。
- その場合、現委員会のままでも取り扱える

のか。

- これからの情報化時代を考えた場合、大学における学術情報処理は、重要な役割りを担うものであり、その意味からもこの委員会の担当事項を図書館のみに限定せずに情報処理を包括的に取り扱うこととし、その実体にふさわしい委員会名称にした方がよいと思う。
- それが時代の趨勢であろう。
- ハードウェアの面で、図書館と情報処理センターが結合されていない大学がある。その対策を考えてほしい。
- 学内のネットワーク化については順次整備していくことが課題となっている。
- 情報化は、国際交流と並んで現在大学の重要な課題の一つであろう。従って、多くの大学で国際交流のための基金を設けているのと同様に、情報化のための基金がつくられることを期待したい。
- 学術情報の問題を長期にわたって眺めた場合、図書館と情報処理センター又は大型計算機センターとは組織的にも統合へ向うのではないか。
- 明年1月に米国国立科学財団（NSF）と回線を繋ぐ予定であるということであるから、欧州にある多くの関係ネットワークとの接続は可能になるのか。
- 順次欧州等のネットワークの接続を計画することになる。

ついで、委員長より次のように諮られ、了承された。

本日出席の方々の意向として本委員会の名称を学術情報特別委員会に改め、図書館を含む大学の学術情報処理を取り扱う委員会に改組する案をもって、本日欠席の委員各位に持ち回り意



見をきくことにしたい。その結果賛成が得られれば、可急の速やかに理事会に提案したい。

## 2. 欠員委員の補充と委員の増員について

委員長より欠員となっている委員補充と学術情報特別委員会に改組される場合の委員増員に

ついて諮られ、欠員補充の人選については委員長に一任し、委員増員については大型計算機センター長会議及び情報処理センター長会議の代表者を委員に加える案をもって各委員の了承を得ることとした。

以上をもって、本日の会議を終了した。

---

## 大学院問題特別委員会

日 時 昭和63年 5月25日 (水) 14:00~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 本陣委員長

前川、喜多、津田各委員

下沢、遠藤、森嶋各専門委員

本陣委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、専門委員後藤英夫前金沢大学事務局長の転任による辞任に伴い、森嶋和次金沢大学事務局長を後任の専門委員に委嘱したい旨諮られ、承認された。ついで出席された同専門委員を紹介後、直ちに議事に入った。

〔議 事〕

### 1. 大学院大学について

初めに、委員長より総合研究大学院ならびに先端科学技術大学院について概ね次のような説明があった。

#### (1) 総合研究大学院について

当初独立大学院とも言われていたが、その後総合研究大学院という名称の博士課程のみを置く大学院大学として発足することになったものである。

この総合研究大学院は国立大学共同利用機関の7研究所が母体となり、4研究科（文化科学、数物科学、生命科学、総合科学）の構成の下、12の専攻から成り立っている。

創設までの経緯は次のとおりである。

昭和57年度に「国立大学共同利用機関におけ

る大学院の設置について」の要望書が同機関の所長懇談会から提出され、昭和60年度に同懇談会にワーキンググループが設けられ本格的な検討が始められた。昭和61年度には創設準備調査委員会の設立を見、昭和62年度に創設準備委員会が発足、大学院構想が練られ、それに基づいて昭和63年10月に開学することになった。

#### (2) 先端科学技術大学院について

臨時教育審議会が大学院重視の方向を示したのと相俟って、大学院誘致条件の整った石川県、奈良県に置くというもので、昭和61年度に要望書が提出され、昭和62年度に文部大臣裁定、昭和63年3月構想調査が進められ、この4月には創設準備委員会が設置された。同大学院は修士、博士両課程を置くもので、予定では昭和65年度に開学し、昭和66年度から大学院学生の実入れが開始されることになっている。

以上具体的な構想、実現化に向けての経緯については、各々創設に尽力された方々の執筆による資料を配付したのでご参考にして頂きたい。このほかに埼玉大学が理化学研究所と連携する大学院設置の動きもあり、このような新し

い形の大学院の設置について、本委員会としてどのように考えるか、ご意見をお伺いしたい。

ついで下沢専門委員より、「区分制大学院」といわれる埼玉大学の総合理工学研究科の設置計画について、連携する理化学研究所との関係等を含め概略説明があった。

以上の説明があったのち概ね次のような意見交換があった。

- 総合研究大学院大学は博士課程のみであるが、国立大学であるからには国大協に参加していただくことになるのではないかと。
- 新しい大学院のみの大学が今後実現してくると、既存の大学の大学院の新設、整備、充実等が予算との関係もあり益々難しくなることが懸念される。
- 大学院は学部から独立して専門の教員や事務機構をもつことを目指していた。新しい総合研究大学院等はその先駆的なものと考えることができる。これを発展していくことがよいのではないかと。
- 総合研究大学院の場合、将来修士課程まで要求するようになるのではないかと。
- 日本は大学院が多いといわれるが先進諸国に比べると日本の大学院の数は少ない。特に学際領域等は既存の学部だけでなく大学院を必要としている。大学院の充実整備はもっと主張してよいと思う。
- 大学院の積算校費を学部と分離することの検討は以前にも行われたが、総合研究大学院との共通の問題として、また採り上げてよいのではないかと。
- 先端科学技術大学院は大きく分けて、情報科学、新素材科学、バイオサイエンスの3研究分野で、石川、奈良両県に置かれるが、そ

の地方の社会的需要もあって、研究分野のウエイトの置き方が異なっている。いずれも地方自治体の支援とともに民間からの援助が寄附講座等の形でなされることが予定されている。

## 2. その他

### (1) 各大学へのアンケート調査について

委員長より前委員長からの引継ぎ事項となっている各大学の意見調査について、既存の大学院、その後の新しい総合大学院等様々な組織形態を持つ大学院に関する諸問題をどのような項目でアンケートしたらよいか、ご検討願いたい旨述べられた。

ついで、①一昨年末の「報告書」に対する各大学の反応、②新しい大学院のかかえる諸問題、③総合研究大学院等の各大学への影響、④教官の負担増と大学院担当調整額のあり方、⑤大学院の事務機構のあり方、⑥今後増加する外国人留学生対策、等について、意見の交換があり、その結果、秋頃までにアンケート調査の原案を作成することになった。

### (2) 大学審議会の大学院部会における審議事項について

委員長より大要次のように報告があった。

前回の委員会において、文部省の大学院に対する考え方をきくことになり、去る4月21日、高等教育局大学課長を訪ね、大学審議会の大学院部会の審議状況について伺った。その内容の主な事項は次のとおりである。

①大学院の量的整備目標の策定（日本の学術の進捗状態、社会の進展、国際化の進展状態等を踏まえた量的な整備目標）

②独立大学院設置のための基準の制定（総合

研究大学院等のための大綱的な基準の制定)

③大学院制度の弾力化(入学資格, 修業年限, 修了要件, 教育方法等の改善, 夜間大学院を含め, パートタイムでの修学など多様な就学形態についての制度上の位置付け)

④学位制度の見直し(授与状況の改善並びに国際化の観点からの学位(制度の見直し))

⑥大学院学生の処遇(大学院学生の処遇, 位置付け)

⑥大学院の認可システムの改善と評価システムの確立(教育研究の活性化を図るための認可システムの改善, これと関連した評価システムの確立)

⑦留学生の教育体制の充実(留学生の増加に対応した大学院の教育体制, 受入れ体制)

以上の報告について種々意見交換が行われた。

以上をもって本日の議事を終了した。

---

## 医学教育に関する特別委員会

日時 昭和63年6月7日(火) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 井出委員長

前川, 加納, 高安, 早野, 佐野, 井形各委員

小椋, 大西各専門委員

(文部省) 佐藤医学教育課長, 他

井出委員長主宰のもとに開会。

委員長から, 本日出席の文部省佐藤医学教育課長の紹介があったのち, 議事に入った。

〔議事〕

### 1. 今後の本委員会のあり方について

このことについて委員長から次のように述べられた。

先日, 中井委員から本委員会のあり方について提案があった。その内容は概ね次のようである。

①近時各国立大学でカウンセリングを必要とする学生が増えているので, 本委員会での問題の対応ならびにカウンセラーの養成・訓練などの課題を検討してはどうか。②医学部関係だけに特別委員会があるのは奇異に感ぜられる。①の作業を終えた時点で解散してはどうか。

本日はまずこれらの問題から討議願いたい。

### (1) カウンセリング問題と本委員会のあり方について

初めに, 委員長から次のように述べられた。

中井委員提言のカウンセリング対応問題のほか, 国際化に伴う外国人留学生によって侵入するであろうエイズやウイルス性肝炎などを, 如何にして未然に防止するかという大きな課題がある。

一方, これらの問題は第3常置委員会で保健管理センターのあり方やその見直しの中で討議しているとのことであるし, また第5常置委員会で検討している留学生問題とも関連することがらではあるが, 医学の専門家が多い本委員会各位のご意見を伺うと共に, 本特別委員会の廃止の提案についても併せてご意見を伺いたい。

ついで, 第3常置委員会のメンバーである加納委員から第3常置委員会で検討中の保健管理センターに関する問題の審議状況について説明があったのち, 概ね次のような意見の交換があ

った。

- 本特別委員会の存廃とは別問題として、医学部長会議・病院長会議の課題になりにくい問題として、国民医療全般の立場からみた適正な医学生数の問題、理科系（この場合は医学系）と文科系との授業料の格差問題、医学部卒業生と他学部卒業生の生涯就業年数の比較における問題、医学系大学院の自由な国内留学の問題、卒業後研修問題など重要な課題があるが、これらの課題はどの委員会で審議してもらえるか。
- 厚生省等の絡んだ広範な問題となると、全国的視野に立って大局的見地から論議する検討機関が必要ではなかろうか。議題がなければ開催しなくてもよいが、急に問題が起きて早急に検討する必要に迫られた場合、検討機関がなければ対応ができないことになる。
- 医学部長会議等であまり話題にならない問題として、医学部間の交流、医学系大学院間の単位互換、教養課程と医学部専門課程の関係、医学部以外の他学部との交流などの諸問題があるので、存続させた方がよいと考える。
- もしこの特別委員会が存続するならば医学進学課程の問題が今後の大きな課題の一つになるのではなかろうか。
- 文部省としては、特別委員会の存廃を論ずる立場にはないが、もし、この特別委員会が今後とも存続されるということになるならば、我々としては相談させていただける機関があるということでご心強く思う。
- 東南アジア、アフリカ等の発展途上国からの留学生等による国内流入感染症等のチェック対策が是非必要である。とくに21世紀には10万人の留学生を受け入れるということであ

るので、この問題は大学のみならず一般社会にとっても大きな問題であろう。この問題は受け入れ大学の対応策だけでは限界があるので、派遣国と受入国の間の高いレベルでの対応が必要で、外務省が中心になって対策を講ずるのが適切であろう。

- 外国人留学生の健康対策は医学部に限ったことではなく、国立大学全般の問題でもあるので、国大協の何れかの常置委員会で検討してはどうだろうか。
- 留学生対策の一環として受け止めるならば第5常置委員会であろうし、学生の健康管理として扱うなら、第3常置委員会であろう。何れにしても医学部を持たない大学もあることだし、その場合医学部や附属病院の組織的な援助をどのようにするかということについては、この特別委員会で論議し助言することもあろう。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

当特別委員会の存廃問題については、大方のご意見に従って存続させることとし、問題がおきたとき即座に対応できるよう備えておくとともに、検討すべき課題を積極的に取り上げながら運営することとしたい。

カウンセリングの問題は、現在第3常置委員会で検討中の保健管理センターのあり方の一環として審議を続けていただくこととする。

留学生の感染症流入対策は、国際問題を検討している第5常置委員会と本特別委員会の連携によって、検討を進めていくことが適切であろう。

医学進学課程のあり方については、医学教育として重要な課題であるので本特別委員会とし

でも検討してはどうかと考える。なお、この課題は大学審議会においても学部教育の中の重要課題の一つとして取りあげられる予定であるとのことである。

以上の審議に関連して、千葉大学における「大学生の精神的障害に対する意識」調査結果について資料に基づき説明があった。

## (2) 社会保険診療報酬の改定について

このことについて佐藤医学教育課長から「社会保険診療報酬改定（63.4.1）で特に大学病院に関する事項について」（配付資料）に基づいて概ね次のような説明があった。

本年4月1日から厚生省の新しい社会保険診療報酬体系が実施されることとなった。大学病院に関する事項は次のとおりである。

紹介外来制の導入問題については、当初厚生省は大学病院等高度の専門病院に総て導入する方針であったが、紹介外来制の導入を希望する大学病院等が厚生大臣に申請し、厚生省は申請に基づいて指定するというので一応決着を見た。従って希望しない大学病院は従来通りである。

検査料の回数による逓減制の導入は、当初大学病院等を対象にするという意向であったが、医療機関全般に適用することになった。

特三類看護については、現在は特二類看護（患者2.5人に対し看護婦1人）までであるが、更に手厚い看護ということで特三類看護、（患者2人に対し看護婦1人以上、ただし、平均在院日数が20日以内の病棟に限る）を新設することになった。これは大学病院の実態とはかなりかけはなれており、平均20日以内の入院というのは眼科ぐらいのものであって、特二類、特一類で十分対応ができるものと考えられる。

以上の最終的合意には厚生省保険局長と私立大学及び国立大学の代表が出席したが、その際大学病院に関する保険問題等については今後とも大学病院側と交渉を継続することになり、去る5月中旬に第1回目の懇談会を開き自由討議し、卒後研修と保険医登録の問題、紹介外来制度を大学病院に導入することによる問題点、卒後研修のあり方などをテーマとして、今後3ヶ月に一回程度の協議を続けることとなった。一方、大学病院側としては、厚生省の考え方に対して大学病院としての基本的な対応方針を決めるためにも、また我が国の医学・医療において大学病院の果すべき役割と大学病院のあり方などについても中・長期的な視野に立って検討する必要があるということで、国・公・私立大学病院の関係者からなる大学病院問題懇談会を発足させることとなり、さらにこの組織の下にプロジェクトチームを設け、今後厚生省の方針に対応するブレンワークをお願いすることになっている。

なお、厚生省は2年後には医療法の大幅な改正をする予定である。

以上、経過と今後の方針などについて説明があったのち、委員長から次のように述べられた。

紹介外来制度問題は今のところ一応厚生省との合意ができたが、今後厚生省の制度改革に伴う影響は当然受けることであろうから大学病院関係者の話し合いを見守りながら本特別委員会としての対応策を検討することにする。

## (3) 授業料問題および入学定員削減問題について

佐藤医学教育課長から次のように述べられた。

授業料の学部間格差の問題は、国大協第6常置委員会で取り上げているが、文部省としては授業料は学部間の格差があつては困るという方針で大蔵省と折衝しているし、今後もこの方針は変わらないものとする。

なお、入学定員削減について「医・歯学部入学定員の推移」(配付資料)によって説明があり、協力を願いたい旨の要請があつた。

## 2. 次期委員長の選出について

井出源四郎委員長(千葉大学長)は本年7月31日で学長任期満了により退官することになるので、次期委員長の選出について諮り、協議の結果、前川正委員(群馬大学長)が選出された。

以上をもって本日の議事を終了した。

---

日時 昭和63年5月10日(火) 10:00~15:15  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 熊谷委員長

## (第63回) 入試改善特別委員会

井出副委員長(代理;鈴木千葉大学学生部長)、  
藤井、川井、永田、松井、元木、細川、高橋(克)、  
高橋(良)各委員  
(大学入試センター)有江所長、田保橋副所長  
(文部省)伊勢呂大学入試室長

熊谷委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、井出副委員長の代理として出席の鈴木千葉大学学生部長並びにオブザーバーとして出席の大学入試センターの有江所長、田保橋副所長及び文部省の伊勢呂大学入試室長の紹介があつたのち、議事に入った。

〔議事〕

### 1. 「新テスト」に係る試行テストの実施計画(案)について

このことについて、有江大学入試センター所長から次のように述べられた。

「前回の委員会において、『新テスト』(仮称)に関する調査検討委員会が先にとりまとめた『臨時教育審議会答申に係る試行テスト実施計画案』についてご説明するとともに、これに対するご意見をお伺いしたが、その後、大学入試センターの評議員会及び運営協議員会に諮った結果、若干の修正が加えられたので、その修正

部分についてご説明したい。」

以上のように前置きして、配付資料に基づいて、修正が加えられた①世話大学の決定方法、②試行テストの対象、等について説明があつた。

以上の説明について、若干の質疑応答と意見の交換があつた。

### 2. 「新テスト」に関する見解のまとめについて

このことについて委員長から次のように述べられた。

「前回の委員会において、『新テスト』に関する見解のとりまとめについて、『第2次案』をもとに審議した結果、『大学入試改革協議会報告』に対し各大学から寄せられた意見・希望等のうち、必要と考えられるものを盛り込んで『第3次案』を作成することになった。そこで、永田、松井、元木、細川各委員に委員長も加わってその原案作成を行い、配付のような「第3

次案」とともに、その別添資料として『新テスト』についての要望事項(案)を作成したので、これらについてご審議いただきたい。」

ついで、この原案について慎重な審議を行い、一部修正の上「第3次案」を決定し、これを来る6月開催予定の総会へ提出することとした。

### 3. 昭和65年度第2次試験の実施日程案について

森会長から提示された昭和65年度第2次試験の実施日程案について審議した結果、この案の取り扱いについては、慎重を期したうえ、引き続き検討することとした。

## 特別会計制度協議会

日時 昭和63年5月9日(月) 13:30~15:00

場所 文部省5B会議室

出席者 (文部省側)高石, 阿部, 植木, 古村, 佐川, 野崎各委員

前畑, 光田各審議官, 佐藤(禎)大学課長, 佐藤(国)医学教育課長, 山田研究機関課長, 西口計画課長, 高教育大学室長, 若林留学生交流推進室長, 喜多企画官, 小川, 山田, 原, 広瀬各予算班主査, 磯野給与班主査, 菊池学生課課長補佐, 梅枝研究機関課課長補佐

(国大協側)田中, 熊谷, 黒木, 高橋, 西島各委員  
齊藤, 滝沢, 平間各専門委員

森議長欠席のため、田中副会長主宰のもとに開会。

初めに田中副会長から開会の挨拶があり、ついで高石事務次官から概ね次のような挨拶があった。

昭和64年度の概算要求について、現時点では政府全体の方針は決まっていないが、現下の厳しい財政事情からみても、引続き抑制方針が基調になるものと予想される。

特別会計全体の概算要求の方針については、後刻関係担当官よりご説明するが、各大学におかれては、既定の施策・事業あるいは機構・定員等の見直しを行い、効率のかつ活力ある教育研究の遂行に特段のご努力をお願いする。本日はこうした状況下にある概算要求方針に関して忌憚のないご意見を伺いご協議したい。

概ね以上のような挨拶のあと、文部省側構成

員の交代による新任の佐川文教施設部長の紹介があった。

〔議事〕

### ◎ 昭和64年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて

初めに阿部高等教育局長から、配付資料「昭和64年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて(案)」に基づいて、厳しい財政状況の下では、昭和63年度なみに対応せざるを得ないこと、臨教審の提言に基づく改革・改善に関する諸施策は引続き推進する考えであること、等の全般的な説明があった。

次に植木学術国際局長から、学術の振興、国際交流の推進への対応は基本的に昭和63年度と変わらないこと、学術関係では基礎科学のための研究基盤の整備、共同研究体制、学術情報シス

テムの充実等、国際関係では、研究者交流、留学生受入体制の整備・充実等にできる限り努力したいこと等の説明があった。

次に佐川文教施設部長から、施設整備関係については「取り扱い」の内容は昭和63年度と同様であること、今年度補正予算の可能性は余断を許さないが、あれば敏感に対応したいこと、移転統合について年次計画に沿って整備を進めること、既設大学の不足面積、老朽化、附属病院の再開等に対する施設整備、並びに臨教審答申にかかる大学院の充実、産業協力の推進に関する施設整備を図ること等の説明があった。

以上の説明に関して、国大協側から主として次の事項について要望が述べられ、種々意見の交換が行われた。

○ 授業料の学部間格差問題について

- 留学生経費の増額について
  - 入試の多様化（分離分割方式など）に伴う入試関係業務に対する手当の増額について
  - 受託研究費、委任経理金の枠について
  - 財団の設立について
  - 教職員の待遇改善について
  - 大学の施設（センター等）を外国に設置する場合の取り扱いについて
  - 学位（学術博士）の名称について
- ついで、阿部高等教育局長から、大学審議会の審議状況について報告があり、特にこの3月審議会内に設置された大学院部会における検討事項について、配付資料に基づいて説明があった。

以上をもって本日の協議を終了した。



## 第82回総会国立大学協会事業報告

(注) 第81回総会より今総会前まで

### 1. 諸 会 合 (55回)

#### (1) 第81回総会

62.11.11 (水)

11.12 (木)

#### (2) 臨時総会

63. 2.18 (木)

#### (3) 事務連絡会議

62.11.13 (金)

#### (4) 理 事 会

62.11.11 (水)

63. 2.18 (木)

63. 6. 1 (水)

#### (5) 常置委員会 (13回)

##### 1) 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)

今期は委員会を開催していない。

##### 2) 第2常置委員会 (学科課程, 入学試験等)

(主要審議事項) 受験地域割の変更等共通第1次学力試験にかかる諸問題及び中国引揚者等子女の特別選抜における具体的な問題について改善策を審議したほか, 2次入試の実施日程の弾力化について個別に協議決定した。

(委員会開催状況)

63. 2. 5 (金) 常置委員会

2.18 (木) "

4.21 (木) "

5.27 (金) "

##### 3) 第3常置委員会 (学生の厚生補導)

(主要審議事項) 63年度就職協定について審議し, 期日は昨年と同一であるが, 新たに就職協定協議会を設置することを了承した。

(委員会開催状況)

63. 5.13 (金) 常置委員会

4) 第4常置委員会(教職員の待遇改善)

(主要審議事項) 技術職員問題について各大学の意見を集約し今後の方策を審議した。

(委員会開催状況)

|              |       |
|--------------|-------|
| 63. 1.28 (木) | 小委員会  |
| 3.11 (金)     | 〃     |
| 5.11 (水)     | 〃     |
| 5.18 (水)     | 常置委員会 |

5) 第5常置委員会(大学間の協力)

(主要審議事項) 63年度外国大学長団の招致について協議した。又、今後の課題として留学生問題を採りあげ、その対策を検討することとした。

(委員会開催状況)

|              |       |
|--------------|-------|
| 63. 4. 8 (金) | 常置委員会 |
| 5.16 (月)     | 〃     |

6) 第6常置委員会(大学財政、学費)

(主要審議事項) 学部別授業料問題を引続き検討したほか、獣医学部の6年制の奨学金の扱いについても審議した。

(委員会開催状況)

|              |        |
|--------------|--------|
| 63. 4.25 (月) | 常置委員会  |
| 6. 8 (水)     | 財政小委員会 |

(6) 特別委員会(18回)

1) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 本委員会の担当事項を大学図書館に限定せず、大学における総合的な学術情報に関する事項まで拡げる案が検討された。

(委員会開催状況)

|              |       |
|--------------|-------|
| 63. 5.17 (火) | 特別委員会 |
|--------------|-------|

2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 附属病院の外来診療のあり方について提起されている問題について検討した。

(委員会開催状況)

|              |       |
|--------------|-------|
| 63. 2.18 (木) | 特別委員会 |
| 6. 7 (火)     | 〃     |

3) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 引続き、一般教育改善の具体的方策を「報告書」に取りまとめるため審議を重ねている。

(委員会開催状況)

|              |       |
|--------------|-------|
| 63. 4. 5 (火) | 専門委員会 |
|--------------|-------|

5.20 (金) 専門委員会

4) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 「教養審」の中間報告に対して意見書を作成し、教養審会長宛提出した。なお、今後の検討課題について論議した。

(委員会開催状況)

63. 2.19 (金) 特別委員会

5.27 (金) //

5) 大学院問題特別委員会

(主要審議事項) 総合研究大学院及び先端科学技術大学院の既設大学院への影響、相関を検討した。

(委員会開催状況)

63. 5.25 (水) 特別委員会

6) 入試改善特別委員会

(主要審議事項) 64年度第2次試験の実施要領(案)等を取りまとめ、2月18日開催の臨時総会に提出した。その後「新テスト」の検討結果を取りまとめるとともに、65年度以降の入試日程について検討した。

(委員会開催状況)

62.11.16 (月) 第54回

11.26 (木) 第55回

12. 1 (火) 第56回

63. 1.28 (木) 第57回

2.12 (金) 第58回

2.22 (月) 第59回

3. 8 (火) 第60回

3.29 (火) 第61回

4.26 (火) 第62回

5.10 (火) 第63回

7) 特別会計制度協議会(2回)

(主要審議事項) 文部省と国大協との間で国立学校特別会計予算について協議するために設けられた本協議会を開催し、63年度予算の概要並びに64年度概算要求の取り扱いについて文部省の説明をきき、協議した。

(協議会開催状況)

63. 3.11 (金) 協議会

5. 9 (月) //

8) その他の諸会合(15回)

62.11.12 (木) 日教組大学部との会談(技術職員)

- 12. 1 (火) 入試問題連絡会 (第5回)
- 12. 2 (水) マレーシア国大学学長との懇談会
- 12. 3 (木) 入試問題連絡会 (第6回)
- 12.22 (火) 63年度予算について文部省との懇談会
- 63. 1.21 (木) 文部大臣との懇談会
- 1.27 (水) 入試問題連絡会 (第7回)
- 1.29 (金) 自民党文教関係国会議員との懇談会
- 2.12 (金) 入試問題連絡会 (第8回)
- 2.18 (木) 国公立大学入試問題連絡協議委員会
- 3.29 (火) 入試問題連絡会 (第9回)
- 4.25 (月) 日教組との会談 (入試)
- 5.17 (火) 自民党文教関係国会議員との懇談会
- 5.18 (水) 日教組大学部との会談 (技術職員)
- 5.20 (金) 入試問題連絡会 (第10回)

## 2. 要望書その他の諸活動

- 62.12. 4 「国立大学の授業料の改定について (要望)」を文部省、大蔵省へ提出した。
- 12.15 「大学間国際交流協定に基づく国際交流促進のための予算措置に関する要望書」を文部省へ提出した。
- 63.5.17 参議院文教委員会の「国立学校設置法の一部を改正する法律案」審議の参考人として田中副会長が同委員会に出席した。

## 3. 要望書の受理

前総会以後に本協会宛提出された要望書等は下記のとおりである。

| 受付日      | 提出団体等              | 要 望 事 項 等                           | 関係委員会             |
|----------|--------------------|-------------------------------------|-------------------|
| 62.10.15 | 日教組大学部             | 「大学審議会」の審議開始にあたっての見解                | 第 1               |
| 62.11. 1 | 日教組大学部             | 「教員評価」問題について                        | 第 1               |
| 62.11. 4 | 九州地区・高専教職員組合連合会    | 大学における教員評価の問題、技術職員の「専門行政職俸給表」適用について | 第 1, 第 4          |
| 62.11. 5 | 産業教育振興中央会          | 推薦入学制の拡大・別枠入学制の採用について               | 第 2               |
| 62.11. 7 | 東京大学職員組合           | 教務職員制度廃止に関する要望書                     | 第 1, 第 4          |
| 62.11. 9 | 茨城大学教職員組合          | 大学における教員評価の問題、技術職員の「専門行政職俸給表」適用について | 第 1, 第 4          |
| 62.11.12 | 全国教員養成問題連絡会        | 教養審「中間報告」に関する見解について                 | 教員養成              |
| 62.12. 2 | 共同利用研究所所長懇談会       | 技術職員に対する「専門行政職」導入の早期実現について          | 第 1, 第 4          |
| 62.12.24 | 日教組大学部             | 国大協の技術職員問題「組織化案」について                | 第 4               |
| 62.12.12 | 第11回国立大学47工学部会長議総会 | 助手の待遇改善、大学院博士課程の設置、促進、予算増額等について     | 第 4, 第 6<br>大 学 院 |
| 63. 1.18 | 第27回国立15大学人文系学部会長議 | 学生臨時増募に関連する施設・設備の改善について             | 第 6               |

|           |                    |  |         |
|-----------|--------------------|--|---------|
| 63. 1. 20 | 7大学教養(学)部長         | 教室系技術職員の組織化について                          | 第 4     |
| 63. 2. 10 | 全国大学院生協議会          | OD問題, 留学生受入れ問題及び大学院制度, 学費値上げ問題について       |         |
| 63. 4~5   | 日教組中央執行委員長他各府県教職組等 | 「新テスト」の1890年実施の延期と大学院入試制度の抜本的改善を要求する申し入れ | 入 試 改 善 |
| 63. 4. 18 | 九州地区大学教職員組合連合会     | 「総合研究大学院大学」の設置に反対する九州地区共同アピール            |         |
| 63. 4. 25 | 大阪市立大学商・文・法学部有志    | 「国立大学の授業料値上げに抗議する」声明                     | 第 6     |
| 63. 5. 9  | 日本高等学校教職員組合        | 「新テスト」導入の中止と大学入試制度の改善に関する申し入れ            | 入 試 改 善 |
| 63. 5. 17 | 大学附置共同利用研究所        | 専門行政職問題について                              | 第 4     |

#### 4. 刊 行 物

63. 2 会報 第119号

63. 6 会報 第120号

# 諸 会 合

昭和83年 5月～6月

- 5月9日(月) 13:30 特別会計制度協議会  
10日(火) 10:00 入試改善特別委員会(第63回)  
11日(水) 13:30 第4常置委員会小委員会  
13日(金) 14:00 第3常置委員会  
16日(月) 13:30 第5常置委員会  
17日(火) 15:00 図書館特別委員会  
18日(水) 13:30 第4常置委員会  
20日(金) 10:30 入試問題連絡会(第10回)  
13:30 教養課程に関する特別委員会専門委員会  
25日(水) 14:00 大学院問題特別委員会  
27日(金) 10:00 教員養成制度特別委員会  
13:30 第2常置委員会
- 6月1日(水) 10:00 理事会  
7日(火) 13:30 医学教育に関する特別委員会  
8日(水) 10:30 第6常置委員会大学財政小委員会  
13日(月) 10:00 第82回総会〔第1日目〕  
14日(火) 9:30 // 〔第2日目〕  
13:00 第1常置委員会  
15日(水) 18:00 幹事会  
16日(木) 10:00 第49回事務連絡会議

# 要 望 書

昭和63年7月4日  
国立大学協会会長  
森 亘

## 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

国立大学教官等の給与等の待遇改善については、人事院をはじめ関係機関の特段の配慮を得て改善がなされてきたところであり、そのことについては、関係各位のご努力に対して深く感謝する次第であります。

いうまでもなく、近年、教育改革の問題が焦眉の国家的課題とされ、大学についても、研究・教育の充実整備が課題となっていることは周知の事実であります。大学の研究・教育体制の改革は、その担い手である大学教官等の資質の向上が基本的な前提条件であり、そのためには、大学教官等に有為な人材を確保できるよう給与等の処遇の面でも、良好な状態を醸成する必要があります。

しかしながら、それは未だ十分であるとは言いがたい状況にありますので、国立大学教官等の待遇改善を図るため、以下の諸点につき特段の措置を講ぜられるよう、重ねて強く要望する次第であります。

### 記

1. 教育職(一)の俸給体系の是正を図り、併せて俸給水準の格段の引き上げを行うこと。

大学教官は、大学の教学の中心を担うものであり、研究・教育に深い情熱と高い能力を併せ持ち、人格において優れた人材を擁することは、大学の根本であることに鑑み、その俸給をその職務と責任に見合う水準に引き上げるよう特段の配慮を引き続き強く要望する。また、俸給水準の引き上げと同時に、俸給の職名による上下格差を縮小するとともに中堅教官の処遇を大幅に改善し、早期に最高号俸に到達できるよう措置する。

なお、その際、国立大学教官の給与水準が私立大学教員より大幅に下回ってきていることが、人材の確保の面での障害となってきていること、更に助手については、高校教諭の給与より下回っていること等の実態に十分配慮するとともに、教務職員についても、その格差是正を図る。

2. 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」(仮称)を新設すること。

周知のように、義務教育教員には教職調整額、医療職については初任給調整手当など特別な手当がその職務の特殊性に基づいて支給されていることに鑑み、大学教官にも研究・教育上の高度専門性と特殊性を有すること、及び、それに基づく実験・実習、フィールド・ワークなど多様な職務を遂行する特別な負担があることを考慮し、大学教官特有の職務遂行に見合う特別な措置として「大

学研究調整額」(仮称)を新設し、すべての大学教官に支給する。

3. 教育研究支援職員等の待遇の抜本的改善を図ること。

当国立大学協会は、かねてより大学特有の専門職である技術職員等の教育研究支援職員の抜本的な待遇改善を要望し、新設された「専門行政職俸給表」の適用を切望してきたが、これら職員の現状が同俸給表を適用できる状況に置かれていないとして、その適用が見送られてきたところである。

大学における教育研究支援職員の教育・研究に果たす役割は大きく、かつ、不可欠なものであり、俸給表の種類にかかわらず、これら職員の俸給をその職務と責任に見合う水準に引き上げるよう措置する。

当協会としても、教育研究支援職員の在り方について、現在、各大学の意見を聴取しながら、官職の整理、組織化等について検討中であり、これらの職員の特殊性を十分考慮のうえ、「専門行政職俸給表」への移行を早期かつ円滑に実現させる。

4. 部局長(副学長、学生部長、事務局長等を含む。)のすべてについて指定職の完全適用を図ること。

部局長等は、その職務と責任からして指定職の適用を受けるのが当然の措置であるが、未だ定数が十分でないために、すべての部局長等が指定職の適用を受けているわけではない。

指定職制度は、特定の職務就任を条件に適用するのが本来の主旨であることを踏まえ、部局長等については、その在任期間中はすべて指定職俸給表が適用出来るよう措置する。

また、特に教育、研究の功績顕著な教授に対して指定職俸給表の適用を拡大する。

5. 管理職手当の適用対象を拡大すること。

近年、大学における管理運営の職責が益々重くなりつつある実情に鑑み、評議員、全学段階の委員等の学内教育行政の要職にある者については、管理職手当支給の途を開くよう特に配慮する。

6. 大学の中堅職員(事務系)の待遇改善を図ること。

大学においては、事務長、補佐、係長等の定数が固定化されており、豊富な職務経験、職務遂行能力を持つ適任者でありながら、昇任・昇格が限定されるために俸給の上で格差を生じている。このことは、大学の中堅職員等に職務遂行意欲を欠くこととなり、ひいては大学運営の業務に重大な影響を及ぼす結果となりかねない。

よって、この際、大学の特殊性を十分に考慮し、これら役付き職員と同等の資格、能力を有する者には、専門職員制度を拡大して適用するとともに上位の級別定数について特段の措置を図る。

(要望書提出先：人事院総裁  
文部大臣)



# 資 料

## 「新テスト」について

昭和63年 6月14日  
国立大学協会  
総 会

最終的には各大学の判断に委ねられることは自明であるが、国立大学協会としてはいわゆる「新テスト」が共通第1次学力試験の改善の延長上にあるものと理解し、試験内容のなお一層の充実と改善を期待しつつ、「新テスト」とそれぞれの大学独自の理念や創意にもとづく第2次試験との適当な組み合わせによって、各国立大学の入学者選抜が行われることを望むものである。

## 「大学入試改革について（大学入試改革協議会報告）」 に関する検討結果

国立大学協会  
入試改善特別委員会

国立大学は、慎重な検討と周到な準備のもとに、昭和54年度から共通第1次学力試験を実施し、この共通第1次学力試験と各大学ごとの第2次試験および高等学校調査書等との総合判定によって入学者の選抜を行ってきた。これは、大学の行う入学者選抜試験が高等学校等の教育に与える影響の大きなことをも考慮し、高等学校における一般的・基礎的な学習達成度と個々の大学・学部が要求する能力・適正とを、ともに評価するものとして実施してきたものである。このうち、各大学が行う第2次試験については、共通第1次学力試験の導入と同時に、それまでⅠ期・Ⅱ期に分かれて実施されていた試験実施期が一元化され、国立大学への受験機会が一回に制限されたが、その後、国立大学協会における検討結果にもとづき、高等学校長協会等からの要望にも応えて、昭和62年度から「受験機会の複数制」を実施し、さらに、昭和64年度には「分離・分割方式」の導入をはかるなど、改善の努力を重ねてきた。また、共通第1次学力試験についても、つねに良問の作成に最大限の努力を傾注するとともに、受験すべき教科・科目数の弾力化をはかるなど、種々の改善を行ってきた。

すなわち、国立大学は、共通第1次学力試験の発足以来、これと各大学が行う第2次試験とを一体のものとしてとらえ、入学試験制度の改善に不断の努力を続けてきたのである。

この間、文部省は臨時教育審議会の答申を受けて大学入試改革協議会を設置し、いわゆる「新テスト」構想の具体化に着手するとともに、国立大学協会にもその検討を求めてきた。

国立大学協会は、いわゆる「新テスト」を共通第1次学力試験の改善の延長上にあるものとして受

けとめる方向で検討を進めることを決定した。

大学入試改革協議会は、昭和63年2月15日に、このいわゆる「新テスト」についての最終報告をまとめ、同日付で文部省から各国立大学長および国立大学協会会長宛にその検討方が依頼された。

国立大学協会では、昭和63年2月18日開催の臨時総会において、この「新テスト」についての検討を入試改善特別委員会と第2常置委員会とに依頼した。

入試改善特別委員会は、従来から、国立大学の入学者選抜方式を検討するにあたっては、少なくとも次の二つの視点から十分の考慮を払うことが必要であると考えてきた。

一つは、各大学がそれぞれの大学・学部の目的・理念に応じた入学者選抜を行い、大学教育の水準を維持・向上させようものであること、いま一つは、高等学校等の教育に与える歪みを可能な限り是正しようものであること、である。

入試改善特別委員会では、今回のいわゆる「新テスト」についても、上述のような基本的視点のもとに種々論議を重ねるとともに、全国立大学に対し「大学入試改革協議会報告」に関する希望・意見を求めた。それらの結果得られた具体的な内容については、別添資料『「新テスト」についての要望事項』にまとめてあるが、その主要な事項を集約すると、次のとおりである。

- (1) 「新テスト」が、内容・理念とも、基本的に共通第1次学力試験の改善の延長上にあること
- (2) 「新テスト」の内容およびその実施、運用について、各大学の意見・希望等が十分に反映されるような体制がつくられること
- (3) 「新テスト」の試験場設定基準について、慎重に検討すること
- (4) 「新テスト」の具体的な内容と利活用のあり方について、一層慎重に検討すること
- (5) 「新テスト」の実施期日については、なお慎重に検討を続けること

入試改善特別委員会としては、上記の諸項目について十分な考慮がはられるという期待のもとに、「新テスト」が共通第1次学力試験の改善の延長上にあるものと理解し、各国立大学がこの「新テスト」とそれぞれの大学独自の理念や創意にもとづく第2次試験との適当な組み合わせによって入学者選抜を行い、一層の入試改善に努力されることを望むものである。

#### 〔参考資料〕

- (1) 『「大学入試改革協議会中間まとめ」に対する見解』  
昭和61年6月12日国立大学協会入試改善特別委員会（第78回国立大学協会総会報告承認）
- (2) 『共通第1次学力試験のあり方をめぐって』  
昭和61年11月6日国立大学協会入試改善特別委員会（第79回国立大学協会総会資料）
- (3) 『「新テスト」について』  
昭和61年11月12日国立大学協会入試改善特別委員会（第79回国立大学協会総会報告承認）

## 「新テスト」についての要望事項

国立大学協会  
入試改善特別委員会

### I 実施体制

「新テスト」の実施については、次のような体制が必要であると考えます。

- 国立大学協会、公立大学協会、私立大学団体連合会のそれぞれの代表者によって「大学入試協議会」（仮称）を組織し、この協議会が各大学の意見の集約調整等をはかり、「新テスト」の実施母体となる。
- この「大学入試協議会」の中に、各年度における実施の内容・方法等を検討する専門委員会と、将来にわたって「新テスト」の改善を検討する専門委員会をそれぞれ設置する。

### II 試験場設定

国・公・私立大学の参加が予定されている「新テスト」は、地域によって大学の実施体制と志願者数に基だしい不均衡を生ずるおそれがあるので、試験場設定基準については、都道府県単位の枠をはずし、地域的な条件や、志願者の分布に適切に対応する新しい基準を設定する必要があります。

### III 実施期日

「新テスト」の実施期日については、諸般の事情を考慮しながら、なお慎重に検討を続けることが望ましい。

### IV 「新テスト」の内容等

#### (1) 水準

「新テスト」の試行に先立ち、昭和65年度における「新テスト」の利用の有無を判断せざるを得ない状況から見て、少なくとも、昭和65年度の「新テスト」は、現行の「共通第1次学力試験」と同様の程度・内容とすべきである。

#### (2) 出題教科・科目及び時間割

- 理科の科目配分について、再検討を要望する。
- 国語、外国語の試験時間を100分にすることの検討を要望する。
- 社会については、2科目の選択ができるよう、検討を要望する。

#### (3) 将来における改善

昭和66年度以降において、例えば、水準の変更や、適性検査等目的の異なるものを導入する場合には、あらかじめ適切な方法によって、その内容を示すべきである。

### V 国立大学における利活用

利活用の自由は基本的に尊重される必要があるが、その運用いかんによっては弊害や不都合も生じうる。例えば、

- 「特定の教科・科目のみの利活用」において「特定の教科・科目のみ利用することが考えられる。」としていることは、複数の大学を受験する受験生の立場からみて、各大学の利用の方法によっては、受験可能な大学が制限される。
- 「教科・科目内の特定の分野のみの利活用」において「特定教科・科目の特定分野のみの結果を利用することが考えられる。」としていることは、特定の分野からの出題を強要することになるが、教科・科目によっては、そのような出題が常に可能であるとは限らない。  
また、「数学B」における「数学Ⅱ」、「工業数理」において、特定の分野を指定すると、受験可能な大学が制限される。
- 「成績の多様な利活用」において「高得点を得た設問結果のみを利用することも考えられる。」としていることは、各教科・科目内の極めて特定の分野のみの学習を推奨することになり、高等学校教育に与える影響が懸念される。

以上の諸点にかんがみ、上記のような問題点をも考慮しつつ、選択科目の指定の是非やそれに伴う諸問題、職業課程出身者に対する措置等を含め、具体的な利活用のあり方については、今後さらに検討を続けていく必要があると考える。

#### VI 短期大学における利用

「新テスト」の趣旨からみて、このテストの利用を4年制大学に限定する特別な理由はないと思われるので、将来、短期大学にもその利用の道を開くことを検討すべきであると考え。なお、既に国立大学に併設されている多くの医療技術短期大学部等から利用の希望が出されている。

付) 上記資料は昭和63年7月15日付会長名をもって文部省国分高等教育局長宛に送付された。

文部省高等教育局長  
國分正明殿

国大協総第73号  
昭和63年7月15日

国立大学協会会長  
森 亘

#### 「大学入試改革について（大学入試改革協議会報告）」について

昭和63年2月15日付文高第92号で本協会に検討の依頼がありました標記の件について、本協会入試改善特別委員会に検討を依頼しておりましたところ、このたび、同委員会から「新テスト」についての要望事項等を含む検討結果の報告を受けました。

この報告は、昭和63年6月開催の本協会第82回総会において承認され、それをうけて別紙のごとき総会としての結論を得ました。

つきましては、同結論（「新テスト」について）ならびに同報告（「大学入試改革について（大学入試改革協議会報告）」に関する検討結果）を送付いたしますので、要望事項等について善処方をお願い申し上げます。

## 図書館特別委員会の改組について

昭和63年6月1日  
理事会決定

### 1. 趣旨

図書館特別委員会の名称を「学術情報特別委員会」に改め、図書館のみならず、大型計算機センター、情報処理センター等を含む大学における総合的な学術情報処理並びに国内外における情報の流通及びこれらに関連する諸問題を包括的に取り扱う委員会とする。

### 2. 組織

学術情報特別委員会は図書館特別委員会の組織構成をそのまま引き継ぐほか、新たに、上記の趣旨に沿って大型計算機センター長会議、情報処理センター長会議の代表者等を委員に加えた構成とする。

# そ の 他

## ■学長等の異動

### ○ 学長の交代

|         |       |       |
|---------|-------|-------|
|         | (前 任) | (新 任) |
| 千 葉 大 学 | 井出源四郎 | 吉田 亮  |

### ○ 委員長の交代

|                   |              |             |
|-------------------|--------------|-------------|
| (委員会)             | (前 任)        | (新 任)       |
| 医学教育に関する<br>特別委員会 | 井出源四郎(千葉大学長) | 前川 正(群馬大学長) |

### ○ 委員の交代

|           |               |               |
|-----------|---------------|---------------|
| (委員会)     | (前 任)         | (新 任)         |
| 図書館特別委員会  | 山崎 弘郎(東京大学教授) | 黒田 晴雄(東京大学教授) |
| 入試改善特別委員会 | 井出源四郎(千葉大学長)  | 前川 正(群馬大学長)   |

### ○ 委員の委嘱

|           |                  |
|-----------|------------------|
| (委員会)     |                  |
| 学術情報特別委員会 | 藤川 正信(図書館情報大学長)  |
| 〃         | 太田 時男(横浜国立大学長)   |
| 〃         | 本多 波雄(豊橋技術科学大学長) |
| 〃         | 後藤 英一(東京大学教授)    |
| 〃         | 渡辺綱市郎(千葉大学教授)    |

### ○ 専門委員の委嘱

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| (委員会)         |                 |
| 第 1 常 置 委 員 会 | 石田正一郎(東北大学事務局長) |
| 〃             | 滝沢 博三(東京大学事務局長) |
| 〃             | 野村 文昭(神戸大学事務局長) |
| 第 6 常 置 委 員 会 | 滝沢 博三(東京大学事務局長) |
| 〃             | 菴谷 利夫(京都大学事務局長) |
| 教員養成制度特別委員会   | 関口 茂久(滋賀大学教授)   |

## 編集後記

- \* 厳しい残暑のさ中に編集した会報 121 号をお届けいたします。
- \* 本号は、6月の定例総会関係記事を掲載しましたが、この総会では、入試について臨教審の答申以来その対応を検討してきた「新テスト」への方針がまとめられ、また、10数年来の懸案となっていた「技術職員問題」について、専門行政職へ向けての組織化と技術研修の提言が了承されました。そのまとめに至るまでの関係委員会のご努力に対し深く敬意を表します。
- \* 巻頭エッセーには、石田東北大学長の“消極悪と消極善”を掲載することができました。ご多忙のところご寄稿くださいました先生のご厚意に対し心から感謝申し上げます。
- \* 夏も終り、秋学期を迎えます。切にご自愛の程を。(H)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和63年8月29日 印刷  
昭和63年8月31日 発行 (非売品)

# 会 報 第 121 号

(第38巻第3号 通巻第121号)

編集兼  
発行者

平 間 巖

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (813) 0647

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社

## 国立大学協会の組織（昭和25.7.18創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会（大学の組織・制度 研究・教育体制）
  - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
  - 第3 “ （学生の厚生補導）
  - 第4 “ （教職員の待遇改善）
  - 第5 “ （大学間の協力）
  - 第6 “ （大学財政・学費）
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会
  - 教養課程に関する特別委員会
  - 大学院問題特別委員会
  - 学術情報特別委員会
  - 教員養成制度特別委員会
  - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会